

平成30年3月6日開会

平成30年3月23日閉会

平成30年三宅町議会 第1回定例会会議録

三宅町議会

平成30年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月6日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	7
町長挨拶	7
開会の宣告	8
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	9
選任第1号の上程、採決	16
議案第1号～議案第27号の上程、説明	16
同意第1号の上程、説明、採決	29
同意第2号～同意第4号の上程、説明、質疑、採決	30
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
散会の宣告	35

第 2 号 (3月8日)

出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	37
職務のため会議に出席した者の役職氏名	37

議事日程	38
開議の宣告	39
議事日程の報告	39
議案第 1 号～議案第 6 号の予算審査特別委員会付託について	39
議案第 7 号～議案第 27 号の総括質疑、各委員会付託について	39
一般質問	42
松田晴光君	42
辰巳光則君	45
森内哲也君	50
衣川喜憲君	53
松本健君	61
池田年夫君	68
散会の宣告	76

第 3 号 (3月23日)

出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	77
職務のため会議に出席した者の役職氏名	77
議事日程	78
開議の宣告	79
議事日程の報告	79
特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決	79
追加議案の上程	98
議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
副町長挨拶	100
町長挨拶	101
閉会の宣告	102
署名議員	103

三宅町告示第12号

平成30年3月三宅町議会第1回定例会を
次のとおり招集する

平成30年2月22日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 平成30年3月6日 火曜日
午 前10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成30年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

平成30年3月 6日火曜日
平成30年3月23日金曜日
18日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	3月6日 火曜日	午前10時00分	定例会開会 (諸報告・提案説明)
第2日目	3月7日 水曜日		休会
第3日目	3月8日 木曜日	午前10時00分	定例会再開 (総括質疑・一般質問)
第4日目	3月9日 金曜日	午前10時00分	予算審査特別委員会 (歳入、歳出予算説明・質疑)
第5日目	3月10日 土曜日		休会
第6日目	3月11日 日曜日		休会
第7日目	3月12日 月曜日	午前10時00分	予算審査特別委員会 (歳入、歳出予算説明・質疑)
第8日目	3月13日 火曜日		休会
第9日目	3月14日 水曜日		休会
第10日目	3月15日 木曜日		休会
第11日目	3月16日 金曜日	午前 9時30分	総務建設委員会
第12日目	3月17日 土曜日		休会
第13日目	3月18日 日曜日		休会
第14日目	3月19日 月曜日	午後 1時30分	福祉文教委員会
第15日目	3月20日 火曜日		休会
第16日目	3月21日 水曜日		休会
第17日目	3月22日 木曜日		休会
第18日目	3月23日 金曜日	午前10時00分	定例会再開

平成30年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成30年3月6日火曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬角清司	松本健	森内哲也
辰巳光則	松田晴光	衣川喜憲
植村ケイ子	川口靖夫	池田年夫
辰巳勝秀		

欠席議員数(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	北野勝也
教育長	澤井俊一	監査委員	片岡嘉夫
総務部長	岡橋正識	みどりイノベーション推進部長	森本典秀
住民福祉部長	中田進	健康子ども局長	宮内秀樹
まちづくり推進部長	江蔵潔明	教育委員会事務局長	東浦一人
会計管理者	岡本豊彦		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	乾輝男	モニター室係	大西紗友子
モニター室係	小西魁人		

本日の会議に付議した事件

議事日程(別紙のとおり)

本会議の会議録署名議員氏名

2番議員 松本健 3番議員 森内哲也

平成30年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成30年3月 6日 火曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 会計監査報告
- (2) 福祉文教委員会委員長報告
- 日程第4 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第1号 平成30年度三宅町一般会計予算について
- 日程第6 議案第2号 平成30年度三宅町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第3号 平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第8 議案第4号 平成30年度三宅町介護保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第5号 平成30年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第6号 平成30年度三宅町水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第7号 平成29年度三宅町一般会計第8回補正予算について
- 日程第12 議案第8号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算について
- 日程第13 議案第9号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について
- 日程第14 議案第10号 平成29年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について
- 日程第15 議案第11号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計第3回補正予算について
- 日程第16 議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第20 議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 三宅町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 近鉄石見駅周辺道路等整備工事（2期）請負契約の変更の締結について
- 日程第29 議案第25号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第26号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第32 同意第1号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第33 同意第2号 三宅町公平委員会委員の選任について
- 日程第34 同意第3号 三宅町公平委員会委員の選任について
- 日程第35 同意第4号 三宅町公平委員会委員の選任について
- 日程第36 発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第37 発議第2号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第38 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので始めたいと思います。

本日、平成30年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、平成30年度一般会計予算についてを初めとする選任1件、議案27件、同意4件、発議2件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議会運営にご協力を賜り、慎重ご審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 開会に先立ち、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成30年3月三宅町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、年度末の公私ご多忙の中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろより町政発展のため、ご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

政府の月例経済報告によると、日本経済は「景気は緩やかに回復している」とされ、個人消費や輸出の持ち直し、設備投資や生産の増加、雇用情勢の着実な改善などが報告されており、先行きについては雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動に留意する必要があるとしています。

そのような情勢の中、本町では過疎地域自立促進計画に掲げる各施策の実行のため、中長期的な行財政運営視点のもと、積極的かつ予算規模の適正化に努め、一般会計予算においては全体で前年比マイナス3.5%、1億3,000万円減の35億4,000万円とし、性質別には人件費・扶助費・公債費などの経常的経費でマイナス3.6%、普通建設事業費等の臨時的経費に

においてはマイナス3%となっておりますが、過疎地域からの脱却と地方創生を実現していくため、各所属においてスクラップ・アンド・ビルドを念頭に、経常経費の精査と政策的事業の見直しを行い、新年度予算編成を行ったところでございます。

本定例会にご提案いたしておりますのは、平成30年度一般会計予算を初め、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の新年度予算案並びに平成29年度各会計の補正予算を合わせて11件、条例の制定並びに一部改正を合わせて14件、議決案件2件、同意4件の計31件の重要案件をご提案申し上げ、議会からは発議2件をあわせてご審議を賜るわけでございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成30年3月三宅町議会第1回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により2番議員、松本 健君及び3番議員、森内哲也君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本期定例会の会期は、本日より3月23日までの18日間としたいと思います。これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日より3月23日までの18日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長(植村ケイ子君) 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡監査委員。

○監査委員(片岡嘉夫君) 監査委員報告。

去る2月14日に、平成29年度三宅町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の中間監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成29年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。その結果、地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成30年3月6日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長(植村ケイ子君) ありがとうございます。以上で監査の報告を終わります。

次に、去る12月定例会において、福祉文教委員会に付託され継続審査となっておりました議案第55号について、委員長報告を求めます。

委員長、森内哲也君。

○福祉文教委員会委員長(森内哲也君) そうしましたら、福祉文教委員会報告をさせていただきます。

去る12月定例会において、福祉文教委員会に付託され、12月11日の福祉文教委員会で継続審査となっておりました議案第55号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について、2月6日に全委員出席のもと福祉文教委員会を開き、継続審査案件について説明を受け審議を行いましたので、その概要と結果について報告いたします。

議案第55号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてを議題としました。

前回の委員会で、継続審査となった理由は2つと考えています。

一つ、指定管理者の指定について、選考段階での応募状況及び選考における内容の説明など、管理者指定の決定に至った経過が不明な点。もう一つは、指定管理者として選ばれた三宅町社会福祉協議会において、10月ごろ約40万円の紛失事件があった旨の報道発表があると聞いていましたが、その後事件がどのような結末に至ったのか不明であり、その団体に指定管理を任せても大丈夫なのかという不安が拭い去れなかったこと。

以上の2点の継続審査となった理由を中心に、改めて担当部局から報告、説明を受けました。

まず、担当部局においては指定管理業務に係る調査が実施され、理事者よりその経過と経緯についての説明を受けました。また、社会福祉協議会内部では緊急の理事会、評議会が開催され、事件の経緯、対策、責任のとり方など審議し処理されている、そのような報告も受けました。

これに対し、委員より、社会福祉協議会自体に対する質問もありましたけれども、回答できる範囲でいただきました。またほかの委員よりは、担当部局には指定管理者の指定を行った場合の、選定後のチェック体制の強化などについて、社会福祉協議会側の理事会や評議会、役員会などの定期的な報告を求めてほしいなど、意見も多数出ました。また今回多くの資料をいただき説明を受けたことから、さきの説明時にはそのような資料も全くなかったことへの指摘などもあり、担当課のあり方に対する厳しい意見もありました。各委員より多岐にわたる質疑や意見があり、理事者より一定の答弁がなされたとして、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

以上が閉会中に開催いたしました福祉文教委員会の審査の概要と結果であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認したことをご報告申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） ご苦労さまでした。ただいま福祉文教委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本 健君。

○2番（松本 健君） ただいま福祉文教委員会の委員長報告があり、委員会での審査内容及び決議を伺いました。以下4点について質疑を行います。

そもそも継続審査となった理由の一つに、社協での約40万円の紛失事件に関するところがあり、その説明や対応、不安の払拭を確認することが審査を継続する目的となっていたと理解

しておりますが、これに相違はありませんか。

また、先ほどの委員長報告でも簡単な報告はありましたが、具体的な再発防止策の説明はありませんでしたので、委員会で議論された内容を再度確認させていただきます。まず、社協での約40万円の紛失事件についてですが、社協の中で行われているデイサービス事業において、5月分の現金収集分の全額に当たる約40万円が集金の後、銀行口座に入金されるまでの間に消失したとのこと。発覚は翌月6月分現金集金分の銀行入金時の8月下旬であり、その間に会計担当者の退職や引き継ぎなどもあり、真相の究明に至ることができず、紛失として処理されたというものでした。これに対し、行政としては本事業の主管である健康子ども局が金銭管理を含む業務の調査に入り、10点ほどの改善を指摘している。これに相違ありませんか。

なお、その中で、本事件に直接的にかかわる主な改善点は、1、利用者からの現金徴収をできるだけ口座引き落としにかえていってもらおうよう働きかける。2、銀行への入金を月ごとの集金をまとめて1回で行うのではなく、現金収入をその都度、最低でも5日以内に行うようにする。3、社協内での現金の授受管理は社協会計責任者が毎回チェックするというものであり、これにより再発は防止できるとの説明があったと記憶しておりますが、これに相違ありませんか。

また、今回健康子ども局が調査に入られたように、たとえ指定管理者の独自事業であったとしても、町が疑義を感じた場合には、内容を確認するための調査に入ることができるようであり、また指摘事項に対して、1月に改善確認の検査に入られており、今後も不定期に実施状況確認が行われる予定であるとのことでしたが、これに相違ありませんか。

以上4点についてお伺いします。

○議長（植村ケイ子君） 森内委員長。

○福祉文教委員会委員長（森内哲也君） 詳細な内容に対することだったので、ちょっと聞き間違いとかあったら訂正いただきたいと思います。

まず最初に、社協の事件、40万円紛失というのがあり、その不安を払拭することを目的としていますが相違ないかという質問であったと思います。

大まかには相違はありませんが、厳密に言いますと、三宅町社協、三宅町役場、議会もそうですけれども、それぞれ別の組織ではありますので、三宅町内における福祉全体のキープレーヤーである社協内で事件があり、不信を招いたことに対する信頼回復、不安の払拭はそれぞれ別のやり方があるというふうに理解しています。逆に言えば、役場にはできるけれど

もここまで、あるいは議会にはできるけれどもここまでという線引きがなされる、あるいはなされなければいけないというふうには思っています。ただし、とはいえやはり三宅町内の福祉全体のキープレーヤー、社協の信頼回復に努めるという責任が当事者の社協はもちろんですけれども、役場も担当課も議会にもあるはずだと考えます。そういうのを明らかにしたいという質問ではないかと思えます。

そもそも議案自体があざさ苑の指定管理を認めるのか、あるいは認めないのかという議案だったので、ちょっと細かいところの確認事項にはなるので、今確認相違ないですかと確認されたことは、されるとは聞いておるんですが、その話が委員会内であったのか、あるいはまた別のところから聞いたのかというのがちょっと私の記憶も曖昧なので、対策とかに関して相違ないかというのは相違はないんですが、委員長報告ということで、委員会内部の話なのかということであれば、ちょっと確認のために時間をいただきたいとは思いますが、回答できるような形で回答させていただいたほうがよろしいですか。

○議長（植村ケイ子君） 委員会に付託されたことで、委員会全部で決めてもらったことは、委員長報告として、その会の部分だけ報告してください。

○福祉文教委員会委員長（森内哲也君） わかりました。全体としては、先ほどお伝えしたとおりで、解決策あるいは対策、問題に関してはそのとおりにやるというふうに話し合いとしてあったのか、資料をいただいて事前に聞いていたのかというのがちょっと曖昧なところもありますが、間違いはない、相違ないというふうに理解しています。

あと、何点か質問、細かいところの確認をさせていただいたほうがいいんですか、どうでしょうね。一応、全体のそういう対策は問題ないということで回答させていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 委員長報告としては、委員全員で可決なさったことだけの報告だけでお願いできませんか。

○福祉文教委員会委員長（森内哲也君） はい。可決しました。あざさ苑の指定管理に対してオーケーなのかどうかということに対しては、社協でということで可決しました。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 再質問ありますか。

（「いや」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ありませんね。ほかに質問なさる方ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ありませんね。質疑なしと認めます。質疑は終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

川口靖夫君。

討論は反対討論ですね。

○8番（川口靖夫君） 反対討論でございます。私は常々社会福祉法人三宅町社会福祉協議会の組織、体質について多々疑問を持っております。それを踏まえて反対討論を行います。

まず、約3年ほど前でしたか、そのときの理事長がある日突然辞表を出されました。理由は不明でありました。世間を騒がせた上、すったもんだの末にもとのさやにおさまられました。そして優秀な職員2人がやめられました。これもやめる理由もまた不明であります。

○議長（植村ケイ子君） ちょっと、川口議員、よろしいでしょうか。

今の議案の出ているところに対する反対討論で、前のことは別に関係ないんじゃないかと思っていますけれども。

○8番（川口靖夫君） 今回の議案の40万円の不祥事についても、この体質から来ているんじゃないかなと、こう思っているわけです。それで2人がやめられたと、これは三宅町社会福祉協議会にとっては大きな損失であると思います。そして今回の不明金であります。5月分の利用者負担金が8月中旬に入金されていないことが判明したと。5月分の確認が2カ月半、これはどうしたことか。負担金の入金の流れは、私はわかりませんが、常識で考えて、2カ月半もわからなかった、私はこれに大いに疑問があります。その間どのような確認をとって、どのように業務は回されているのか、全く私はわかりません。普通に考えれば、5月分でしたら6月分に過不足いろいろ精算して、7月初めにはきちっと確認できるはずなんです。

○議長（植村ケイ子君） 川口議員、ごめんなさいね。これは討論ありませんかという形の中で反対討論をやっていたらいいんですけども、今福祉文教委員長の報告に対する反対討論という形の中で進めているのでちょっとだけ……

○8番（川口靖夫君） 報告についてより……

○議長（植村ケイ子君） 社協とはちょっと問題が違うと思うんですよ、社協の中の話と。町が指定管理をそこにしているかどうかということの討論で、反対討論やったら言ってください。

○8番（川口靖夫君） 社協の今の常任委員会では、業務に対するだけの話でしょう。この業務で不祥事が出たというのは、私は組織、体質の曖昧さ、ここから出ているんじゃないかなと。だから私はもうちょっとふだんの組織、体質、これをきちんとしてもらわんなら、これ

2年後、3年後、また同じようなことをやられるんじゃないか。改善策も私は読ませてもらいました。これらも日々今に始まった改善策じゃないと思いますよ。1年、2年で社協が設立されたんじゃないはずですから、日々業務に精励されてきちっとやっておられたら、こんな問題はなかったんじゃないかなと、こういうことを言いたいわけです。

○議長（植村ケイ子君） 川口議員、ちょっと私から質問していいですか。

○8番（川口靖夫君） だから、社協の管理体制に欠陥があると思わざるを得ないんですわ。このような何もしない無作為の管理責任は一体誰にあるんだろうと、こういうことも明確化されていない。

○議長（植村ケイ子君） 川口議員、簡単にお尋ねしますけれども、今、福祉文教委員会のところでも可決ということになりましたでしょう。それに対しての、可決することに反対と、こういうことでよろしいんでしょうね。

○8番（川口靖夫君） もう一度。

○議長（植村ケイ子君） 福祉文教に付託された形の中で、福祉文教のほうから、委員長から全員一致で可決しましたという報告を受けましたよね。

○8番（川口靖夫君） 受けました。それは福祉文教委員会の中の話でしょう。私はそこに入っていない。

○議長（植村ケイ子君） だから、それに対して、可決することに対して反対ということですよ。

○8番（川口靖夫君） もちろんそれもあります。もう少しこの問題の起点をもうちょっと深く突っ込んで、やりとりをされるべきじゃないでしょうか。改善、こうしました、ああしました。その根本は社協の組織として曖昧さから出てきていると思いますよ。これを直さんことには、また2年後、3年後、これはまた起こりますよ。ですから……

○議長（植村ケイ子君） ということは、さきに委員長報告の中で健康子ども、福祉課の。

○8番（川口靖夫君） それに対しては否定することはありません。しかし、こういう問題はもう少し深く突っ込んでやりとりをせんことには、根底にある病を治さんことでは直りません、ですからこれを言いたいんですよ。余り長くなってもいけません、まだまだ言いたいことはあるんですけれども、このような無作為の管理責任は一体誰にあるんやと。はっきり言います、理事者ですよ。理事者というのは執行役員で、管理責任を何もしないというのが責任なんです。日々精査して、切磋琢磨して、こういうことがないようなことをしてやってこられたのかといたら、私は甚だ疑問ですね。そして、ちょっとちまたから我々は社協は

別のほうにあるから突っ込んで……

○議長（植村ケイ子君） ちょっと社協のほうの問題はかけ離れていると思いますので、討論を打ち切りたいと思いますけれどもいいですか。

○8番（川口靖夫君） そうですか、そしたら結論を言います。

このようなずさんな体制の組織には私は任せられません、大事なこういう仕事をしてもらうのは。ですから私は反対でございます。まだまだ言いたいことはあるんですよ。しかし、切り上げて……

○議長（植村ケイ子君） 言いたいことがあっても外れて……

○8番（川口靖夫君） だから外れていない。私は外れていないですよ。これを直さんかったらいつまでも直りません。

○議長（植村ケイ子君） 討論は終わります。

○8番（川口靖夫君） 討論は終わります。

○議長（植村ケイ子君） 反対討論がありましたので、賛成討論の方ありませんか。

森内委員長。

○福祉文教委員会委員長（森内哲也君） 今、川口議員より反対討論がありました。確かに社協の内部の問題もある。ここで議論することではないんですけども、ということも立場上聞き及んでおり、担当課からも実際こういう指導で直したほうがいいですよ、直してくださいというのもやはり福祉文教委員会に上がっておりました。それに対しては社協と役場は親と子みたいな関係、管理下にあるということもおかしなことではあるとは思うんですけども、やはり不安を払拭するためにも、ちょっと監査というんですか、調査するというのも担当部局からありましたので、ぜひ社協がやはり三宅町の福祉を担っていただかなくてはいけない重要な組織ではありますので、不安はないのかといえば、ないことはないという返事にしかないんですが、期待も込めて、これから監視というんですか、運営を我々もチェックをしていくということも肝に銘じながら、賛成をさせていただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） わかりました。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ないですね。ないようですので、討論なしとして、討論を終わります。

お諮りします。

議案第55号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎選任第1号の上程、採決

○議長(植村ケイ子君) 日程第4、選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

予算審査のため、予算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、9名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、議長及び委員9名をもって構成する予算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第12条の規定はありますが、私のほうで指名させていただいていいでしょうか。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことといたします。

それでは、特別委員会委員長に松田晴光君、副委員長に松本 健君を指名いたします。

◎議案第1号～議案第27号の上程、説明

○議長(植村ケイ子君) お諮りいたします。

日程第5、議案第1号 平成30年度三宅町一般会計予算についてより日程第31、議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関

係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第1号 平成30年度三宅町一般会計予算についてより日程第31、議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定についてまでの議案27件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読は省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 平成30年3月三宅町議会第1回定例会を開会し、当初予算案を初めとする多数の重要案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするところでございますが、初めに予算編成の基本姿勢、各提出議案の概要並びに重点項目についてご説明申し上げます。

まず、予算編成に係る国・県の動向等について触れさせていただきます。

国における平成30年度予算の概算総額は97兆7,128億円と前年度当初予算比で2,581億円の増加となり、経済再生と財政健全化を両立する予算とされております。

一方、地方財政は、総務省の地方財政対策の概要によると、一般財源総額について平成29年度を356億円上回る62兆1,100億円を確保したとされるものの、地方交付税は地方税収の増加を見込んで前年度よりも3,200億円少ない16兆85億円となっております。今後も地方交付税の減少が続くものと見込まれる中、地方財政はますます厳しい運営を迫られており、これまで積み立てを行ってきた基金の有効活用を行いつつ、政府の動向に注視していく必要があります。昨年に引き続き、公共施設等の適正管理の推進政策として、公共施設等の集約化、複合化、老朽化対策を推進し、適正配置を図るための公共施設等適正管理推進事業費として1,000億円増の5,000億円、まち・ひと・しごと創生事業費に引き続き1兆円、財源不足の補填として、地方公共団体金融機構の資金の一部を交付税特別会計に繰り入れる等の地方財政対策が示されております。

奈良県予算案の主な取り組みにおいては、「経済の活性化」「くらしの向上」「南部・東部地域の振興」を柱として、「効率的・効果的な基盤整備」「協働の推進及び市町村への支援」「行政経営改革の推進」が盛り込まれており、一般会計において前年比プラス7.2%の

5,125億円となっておりますが、一般施策経費では社会保障関係の増加、投資的経費ではにぎわい交流の拠点整備などが盛り込まれ、市町村支援においては引き続き「奈良モデル」推進事業、県域水道一体化推進事業、ごみ処理広域化、道路施設老朽化対策等、奈良県が持続的な発展を遂げるための諸施策が掲げられているところであります。

本町の財政状況は平成28年度決算において、経常収支比率は前年度より9.9ポイント悪化し、92.7%となりましたが、県平均の97.4%を下回り、全国平均の92.5%に近似している状況となっております。また、基金残高におきましては、財政調整基金、公債償還基金を合わせて、平成30年2月現在で15億6,500万円となっております、公共施設等整備基金等の目的別資金の積み立ても着実に進んでいるところでございまして、基金全体の現在高は21億5,800万円となっております。また、財政健全化法による実質公債費比率は前年比プラス1.4ポイントの3.7%、将来負担比率についてはプラス8.9ポイントの25.1%となりました。早期健全化基準においては、現在、健全な段階にあると言えますが、普通交付税等の一般財源が年々減少していく予測から、財政力指数が0.29と依然として弱い財政基盤であることには変わりはありません。収入においても、自主財源である町税等において、その徴収率は99.2%と平成28年度実績は県内2位であり、平成25年度以降は1位または2位を維持しているものの、生産人口の減少から、税収の減少傾向が続くことは否めないものであり、子育てのしやすい環境の整備や企業誘致による固定資産税等の税収の確保、生活環境の整備による人口流出抑制などの施策により財政基盤の安定化を図っていく必要があります。今後、持続的な行政運営を維持していくため、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

平成30年度の予算編成におきましては、三宅町総合計画の6つ基本理念の実現を念頭に、三宅の将来を見据え、住民の皆様と未来の針路にこぎ出すため、積極的かつ予算規模の適正化に努め、過疎対策事業債の有効活用を盛り込んだ当初予算案を作成いたしました。

全体的な概要をご説明させていただく前に、複合施設整備の基本的な方向性について申し上げます。

昨年度の放課後児童健全育成及び児童館設置計画の方向性についての中での施設設置方針として報告させていただいたとおり、学童保育等の機能については、本町の特徴であるコンパクトなまちの利点を生かし、公共施設管理計画も踏まえながら複合施設として整備する方向性を打ち出しました。

今年度に入り、アンケート調査に加え、多世代の方々からのヒアリングやワークショップ等を実施する中、さまざまな意見がございましたが、中には、町民全体で集まる場を、交流

できる場をという意見も多く見られました。特に住民の皆様はただ単に集まる場所を求めておられるのではなく、自分自身も一緒に参画し、活躍できる場を求められているのではないかと感じました。

そのようなご意見を尊重する中、本町といたしましては、既存公共施設の老朽化に鑑み、統廃合による将来のランニングコストの観点からも、再度さまざまな方向性についても検討、協議を行った結果、多様化する住民ニーズによる地域課題に対して、一つの解決策となり得るような拠点が必要であるとの思いから、子育て支援、生涯学習、共有スペース等の機能を持ち合わせた、常時人が行き交い、にぎわいの場としての拠点が必要ではないかと考えました。さらにその拠点を基本とし、その中に、よりよい環境づくりを目指した学童保育機能も同時に含めることにより、多くの機能連携が図ることができ、さらなる多世代交流も期待できる施設とするほうが、今後地域課題の解決につながる場所、生涯愛される場所、住民が活躍できる場所としての展開ができるものではないかと考え、学童保育機能を含めた複合施設の整備が必要であると判断いたしました。

もちろん学童施設は今のままでもいいという声がありますが、決して無視するわけではなく、今後も住民の皆様への丁寧な説明とともに考えることにより、議論を深めながら、目先の解決にとらわれることなく、10年先、20年先の三宅町の町づくりをイメージする中で、未来志向の新たな可能性を追求しながら整備に向けて検討を重ね、平成30年度中に基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。町民が集い、その中からにぎわいを創出し、みずからが本施設にかかわりを持っていただくこととなる協働の町づくりを推進していくためにも、自身が利用する公共施設に対して、町民の皆様がどのような期待や思いを持ち、どうかかわっていくのかについても十分な議論が必要であると考えております。

続きまして、重点施策の全体像について述べさせていただきます。

「子どもの『笑顔』はみんなの元気」を掲げる子育て施策の新規事業として、子ども家庭総合支援拠点整備を開始し、産前・産後から子育て全般にわたる切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指してまいります。ハード面では小学校空調設備整備事業として、本年度は設計に着手し、平成31年度に設置工事を行うべく計画を進めてまいります。

次に、「あったらいいなを『カタチ』にする」を掲げる産業振興策については、グローブ100周年記念事業の取り組みの継続、ふるさと納税、工業ゾーンプロジェクトの推進を行ってまいり、新規には、三宅インターチェンジから東に三河橋までの間、5カ年計画をもって三宅1号線道路整備事業に着手し、本年度は調査、用地測量等を実施してまいります。

次に、「みんないきいき『支え合う』まち」を掲げる福祉施策について、安心・見守り収集の充実と、4月より粗大ごみの収集方法をリクエスト方式に切りかえ、自宅前で直接収集を行うことにより、分別収集の適正化と高齢者を初め住民の皆様の利便性向上を図ってまいります。また、新規に介護保険特別会計において、地域活動補助事業を活用した専任の生活支援コーディネーターの配置を行い、高齢者世帯や認知症の増加に対応し、地域団体や生活支援サービスを行う事業所などとの連携を強化し、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実に向けてまいります。

次に、「みんなの『学びたい』をかなえる」を掲げる地域教育については、三宅古墳群の調査においてアンノ山古墳の発掘に着手し、三宅町でしかできない体験型学習の機会を提供したいと考えております。タウンプロモーション事業では、太子道の集いやイベント出展など、情報発信をさらに充実させるとともに、飛鳥川広域観光協議会の発足を機に、三宅町の魅力を強力に発信できるよう努めてまいります。

次に、「日々の暮らしに『潤い』を」を掲げる安心・安全、生活基盤については、町管理の街路灯のLED化事業を3カ年計画で進め、調査の結果、リプレースが可能となる全235基のうち、平成30年度は50基を導入する計画を進めてまいります。また、災害に強い町づくりにおいては、昨年台風21号の経験を生かし、防災無線放送による情報伝達を確実に進めるよう、これまでの戸別受信機の普及促進に加え、災害時電話自動応答対応事業として、フリーダイヤルによる防災無線放送の内容を再度自発的に聞くことができるように、新たなシステムを導入してまいります。空き家対策については、特定空き家等判定基準を制定するとともに、空き家コンシェルジュを活用したセミナーや利活用相談を実施し、15軒を目標にコンシェルジュとの委託契約を進め、貸し手と借り手のサポート体制を充実させることにより利活用を進め、定住促進にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、「みんなで創るミヤケの『ミライ』」を掲げる協働・行財政については、町づくり協働推進として、タウンミーティングと町づくりワークショップを計画しており、自治会ごとのタウンミーティングも始めたいと考えており、皆様と町づくりの課題を共有し、協働の町づくりを進めたいと考えております。また、行政事務の効率化を図るため、磯城郡水道広域化事業一部事務組合の設立に向け、平成30年度に田原本町浄水場内に準備室を設置いたします。準備室では県の支援を受けるとともに、磯城郡3町から各1名の職員を派遣し、事務執行体制を構築してまいります。そして、財政安定化に向けた取り組みの一つとして、各基金の活用を始めたいと考えております。これまで積み立てを行ってきた公共施設の整備、広

域ごみ処理施設の建設、国民健康保険の県単位化などの基金をそれぞれの課題に対し、目的に応じ有効に活用し、公債償還基金においても、今後の町債発行の抑制と過疎対策事業債の償還財源として、計画的かつ有効な活用を行ってまいりたいと考えております。

以上、主要なものを述べさせていただきましたが、今、基礎自治体として取り組むべきさまざまな課題に対して、必要な新年度の予算を計上したものでございます。

続きまして、提出をいたしました議案ごとにご説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成30年度三宅町一般会計予算についてご説明を申し上げる前に、歳出抑制についての私の取り組む姿勢として、特別職である町長・副町長・教育長の給料の減額を今年度に引き続き、向こう1年間実施するため、条例の改正案を提出いたしておりますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

それでは、一般会計予算書の項目別にご説明をいたします。

平成30年度より、項目ごとの見開きページとなっております。目区分が左側、節区分が右側に記載されておりますので、あわせてご参照いただきますようお願い申し上げます。

歳出よりご説明いたしますので、44、45ページをごらんください。

まず、款1 議会費においては、議会運営費、議員報酬等として前年度比マイナス1.5%、104万円減少の6,737万9,000円を計上しております。

同じく44、45ページ下段から60、61ページ中段までをごらんください。

款2 総務費において、項1 総務管理費では、一般管理費、文書広報費、財産管理費で人件費、庁舎耐震工事費等の減少、企画費、諸費、ふるさと納税基金では電算システム更新経費やふるさと納税基金積立金等が増加し、前年度より6,751万9,000円減の6億1,160万2,000円を計上しております。

項2 徴税費においては、電算事務委託料等が減少し、前年度より544万1,000円減の6,506万1,000円を計上しております。

項3 戸籍住民基本台帳費では、電算事務委託料等が減少し、前年度より202万5,000円減の365万5,000円を計上しております。

項4 選挙費では、選挙管理委員会人件費等が減少し、前年度より39万1,000円減の723万8,000円を計上しております。

項5 統計調査費では4,000円増の35万8,000円、項6 監査委員費は前年度同額の39万8,000円を計上し、款2 総務費全体では前年度比マイナス9.9%、7,537万2,000円減の6億8,831万2,000円を計上いたしました。

60、61ページ下段から76、77ページ中段までをごらんください。

款3 民生費において、項1 社会福祉費では、地域福祉計画策定経費、扶助費等の増加、臨時福祉給付金の事業終了などに伴う減少により、前年度比543万2,000円減の7億602万1,000円を計上し、項2 児童福祉費では、児童委託料、幼稚園費の減少、放課後児童健全育成事業の増加により、前年度比2,510万4,000円減の3億7,964万1,000円を計上し、項3 災害救助費を廃目し6,000円の減少となり、款3 民生費全体ではマイナス2.7%、3,054万2,000円減の10億8,566万2,000円を計上いたしました。

76、77ページ下段から80、81ページをごらんください。

款4 衛生費において、項1 保健衛生費では、保健衛生総務費、環境衛生費の減少、みやけウエルネス2025を他事業に統合し廃目とし、前年度より5,417万1,000円減の1億3,861万5,000円を計上し、項2 清掃費では人件費の減少、ごみ処理委託料や負担金の増加を含め、前年度より24万6,000円増の1億1,222万9,000円を計上し、款4 衛生費全体では、マイナス17.7%、5,392万5,000円減の2億5,084万4,000円を計上いたしました。

82、83ページから86、87ページ上段までをごらんください。

款6 農林水産業費においては、農業委員会費、農業振興費、農地費の減少、農業総務費における人件費の増加により、前年度マイナス5.9%、261万円減の4,167万8,000円を計上いたしました。

86、87ページの中段をごらんください。

款7 商工費においては、グローブ100周年記念事業関係経費の増加により、前年度比プラス14.4%、76万3,000円増の606万4,000円を計上いたしました。

続いて、同ページの下段から96、97ページの上段までをごらんください。

款8 土木費において、項1 土木総務費では、人件費等の増加により、前年度より646万6,000円増の7,704万7,000円を計上し、項2 道路橋梁費では、道路維持費、道路橋梁費とともに工事請負費等の事業費が減少し、前年度より4,752万6,000円減の1億117万4,000円を計上しております。

項3 都市計画費では、都市計画総務費、公園費、下水道費に係る繰出金等が減少し、都市下水道費は廃目とし、前年度より3,382万3,000円減の1億8,485万4,000円を計上し、項4 まちづくり費では、近鉄石見駅周辺整備費で近鉄踏切拡幅改良工事負担金の増加、企業立地促進費が減少し、前年度より3,673万5,000円増の1億9,801万6,000円の計上となり、項5 住宅費では、住宅管理システムの更新経費などが増加し、前年度より115万円増の1,241万7,000

円を計上し、款8土木費全体では前年度マイナス6.1%、3,700万円減の5億7,350万8,000円を計上いたしました。

96、97ページ下段から100、101ページの上段までをごらんください。

款9消防費、項1消防費では、消防総務費で奈良県広域消防組合負担金、防災無線改修経費等が増加し、水防費の需用費が微増、非常備消防費の需用費、備品購入費が増加し、消防施設費の工事請負費等が減少し、款9消防費全体では前年度比プラス8.6%、1,425万9,000円増の1億8,037万3,000円を計上いたしました。

100、101ページ下段から114、115ページをごらんください。

款10教育費において、項1教育総務費では、教育委員会費が増加し、事務局費は人件費、委託料が減少し、前年度より835万9,000円減の5,885万4,000円を計上し、項2小学校費では、学校管理費でPCB廃棄物処理委託料の増加、教育振興費で需用費、備品購入費の増加、学校給食費では、給食委託料、賃借料の増加により、前年度より1,539万4,000円増の5,961万9,000円を計上し、項3中学校費においては、式下中学校会計への負担金が増加し、前年度より460万3,000円増の4,935万3,000円を計上いたしました。

項5社会教育費では、社会教育総務費で需用費、負担金が減少、公民館費で光熱水費等の需用費の増加、社会教育施設費で需用費、委託料が減少し、文化財保護費で委託料が減少、前年度より75万8,000円減の5,408万円を計上いたしました。

項6保健体育費では、保健体育総務費で需用費、役務費が増加し、体育施設費で備品購入費が減少、前年度より26万5,000円減の1,511万5,000円を計上しており、款10教育費全体では前年度比プラス4.7%、1,061万5,000円増の2億3,702万1,000円を計上いたしました。

116、117ページをごらんください。

款12公債費においては、長期借入地方債の償還金元金に国営大和紀伊平野土地改良事業の繰り上げ償還金を含めた元金の増加、利子の減少により、前年度比プラス15.6%、5,081万1,000円増の3億7,729万2,000円の計上をいたしました。

款14予備費につきましては前年度比マイナス15.8%、595万9,000円減の3,186万7,000円を計上いたしました。

続いて、歳入のご説明をいたします。12、13ページにお戻りください。

款1町税において、項1町民税では、個人町民税の減収、法人町民税は若干の増収を見込み、前年度より68万4,000円増の3億1,996万2,000円を計上し、項2固定資産税から項4の町たばこ税については、それぞれ評価総額や課税客体の推計から微増または微減を見込み、

款1町税全体では前年度比マイナス0.4%、225万4,000円減の6億1,086万6,000円を計上いたしました。

14、15ページから22、23ページ上段までをごらんください。

款2地方譲与税において、国の主な地方財政指標によると地方譲与税総額が横ばいとされていることから、前年度比プラス0.3%、6万8,000円増の2,067万3,000円を計上いたしました。

款3利子割交付金は前年度比マイナス11.9%、20万9,000円減の155万2,000円、款4配当割交付金は前年度比マイナス17.7%、124万3,000円減の576万2,000円、款5株式等譲渡所得割交付金は前年度比マイナス23.8%、135万5,000円減の434万6,000円、款6地方消費税交付金は前年度比マイナス0.6%、45万7,000円減の8,258万5,000円を計上し、款7自動車取得税交付金は前年度比プラス29.3%、128万1,000円増の565万8,000円、款8地方特例交付金は前年度比プラス1.6%、6万5,000円増の410万3,000円を計上いたしました。

款9地方交付税は、国の予算の地方交付税の総額が全国ベースで3,000億円の減額見込みとなっております。本町においては、平成28年度決算と平成29年度収入済額の比較において、1,032万1,000円の減少の13億514万円、特別交付税の収入見込みにおいては5,000万円程度減少し、約2億6,000万円となる見込みですが、平成30年度の普通交付税を13億444万9,000円と見込み、特別交付税2億6,036万2,000円を合わせ、前年度比マイナス1.2%、1,979万1,000円減の15億6,481万1,000円を計上いたしました。款10交通安全対策特別交付金は前年度同額の1万円を計上しております。

款11分担金及び負担金は、社会福祉・児童福祉・老人福祉事業等に係る個人負担金、式下中学校普通交付税負担金を合わせて、前年度比マイナス5.5%、404万4,000円減の6,893万6,000円を計上いたしました。

款12使用料及び手数料は、各施設の使用料、道路占用料、町営住宅使用料、戸籍事務等の手数料、各種証明及び許認可の手数料で前年度比プラス4.6%、200万7,000円増の4,528万3,000円を計上いたしました。

款13国庫支出金については、歳出経費をもとに、国庫補助事業の補助率から交付金・補助金の算定を行い、法定受託事務委託金等の収入見込みを合わせて、前年度比マイナス13.9%、5,472万4,000円減の3億3,869万5,000円を計上いたしました。

款14県支出金については、国庫補助事業における県負担分、県単独補助事業による補助率の算定を行い、県税徴収などの事務委託金等の収入見込みを合わせて、前年度比プラス

0.2%、23万8,000円増の1億5,812万8,000円を計上いたしました。

款15財産収入については、普通財産の貸付収入、基金利子収入、普通財産の売り払い収入を合わせて、前年度比マイナス52%、1,007万7,000円減の930万8,000円を計上いたしました。

款16寄付金については、ふるさと納税の増加を見込み、前年度比プラス49.4%、1,025万円増の3,100万1,000円を計上しております。

款17繰入金については、財源の収入不足を財政調整基金から取り崩し、ふるさと納税基金、消防基金、公共施設整備基金の活用、公債償還調整基金を合わせて、前年度比マイナス30.9%、8,062万4,000円減の1億8,038万3,000円を計上いたしました。

款18繰越金については、平成29年度決算による繰越金見込みとして、前年度同額の1,000万円を計上いたしました。

款19諸収入については、税延滞金及び普通預金利子、住宅新築資金等貸付金償還金収入、職員駐車場使用料、奈良県市町村振興協会助成金等を見込み、水洗便所貸付金収入は該当者がいないため廃目とし、前年度比マイナス23.4%減、852万5,000円減の2,791万4,000円を計上いたしました。

最後に、款20町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債の借り入れを見込み、一般単独事業債、過疎対策事業債、緊急防災減災事業債の借入予定額を合わせて、前年度比プラス11.9%、3,939万4,000円増の3億6,998万6,000円を計上いたしました。

以上のことから、平成30年度の一般会計予算額の総額は35億4,000万円となり、前年度比マイナス3.5%、1億3,000万円の減額となっております。

次に、議案第2号から議案第5号までの各特別会計予算についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計予算は前年度比マイナス19.6%、1億9,200万円減の7億8,800万円、後期高齢者医療特別会計予算は前年度比プラス11.6%、1,280万9,000円増の1億2,313万8,000円、介護保険特別会計予算は前年度比マイナス4.5%、3,500万円減の7億4,000万円、公共下水道事業特別会計予算は前年度比マイナス17.5%、6,760万円減の3億1,800万円を計上しております。

4会計の総額は19億6,913万8,000円となっており、前年度比マイナス12.5%、2億8,179万1,000円の減額となっております。

次に、議案第6号 三宅町水道事業会計予算については、収益的収入1億8,365万5,000円、収益的支出1億8,144万6,000円、資本的収入4,758万円、資本的支出6,339万2,000円を計上しており、それぞれ前年度比プラス2.7%から15.2%の増加となっております。

以上が議案第1号から議案第6号までの新年度予算案の概要であります。予算執行に当たっては年間を通して計画的かつ効率的な執行を徹底し、引き続き関係自治体との共同入札やクラウド導入など経常経費の圧縮を行い、年度内においても新たな補助金の獲得のため、情報収集を図り、歳入財源の確保にも努めてまいり所存でございます。議員皆様におかれましては、何とぞご理解を賜りますよう、慎重審議をお願い申し上げます。

次に、議案第7号から議案第11号までの5議案は、平成29年度一般会計並びに特別会計の補正予算であり、各会計において当該年度における事業費の確定に伴う増減額、国県支出金、地方債、基金等の特定財源の変更などを主とする補正予算でございます。

うち、平成29年度一般会計第8回補正予算における主な内容は、各委託費や工事請負費の入札差金による不用額の減額、石見駅周辺整備事業、社会資本整備総合交付金事業等の平成29年度交付額の確定によるものであり、これに伴い補助金や起債等の財源となる歳入の減額を行い、町民税の増額による一般財源の確保と財政調整基金繰入金等の減額調整を行うものでございます。

次に、条例の制定及び一部改正についてご説明申し上げます。

議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、財政事情に鑑み特別職の職員である私、町長を初めとする副町長・教育長について、平成29年度に引き続き、平成30年度においても、給料額を減額するため、町長は給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とし、副町長・教育長は給料基礎額に100分の10を乗じた額を減じて得た額とすることといたしたいので、これを定める条例の一部改正を行うものでございます。

議案第13号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年4月1日から国民健康保険の県単位化に伴い、事務の名称、国民健康保険運営協議会の定義及び出産育児一時金の定めを県内で統一するため改正を行うものでございます。

議案第14号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年4月1日から県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村は保険税を賦課徴収し、県に納付金を納める仕組みへ見直すこととされたことにより、国民健康保険税の平成36年度の県統一保険税水準に向けて、計画的・段階的に保険税の改正を行うものでございます。

議案第15号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、町が保険料を徴収すべき被保険者の規

定について所要の改正を行うものでございます。

議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険制度改正及び介護保険法第117条に規定する第7期介護保険事業計画に基づき条例の一部を改正するものであり、介護保険料第1号被保険者の保険料の改定、介護保険料の減免の規定の追加などを行うものでございます。

議案第17号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年度介護保険制度改正に合わせ、国が定める住民居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき条例を改正するものであり、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携の促進のため、特定相談支援事業者を追加、医療と介護の連携強化のため、主治の医師等への情報伝達を義務づけるものでございます。

議案第18号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき条例を改正するものであり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護などについて基準等を定めるものでございます。

議案第19号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき省令を改正するものであり、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護などについて定めるものでございます。

議案第20号 三宅町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例を改正するものであり、主任介護支援専門員の基準について定めるものでございます。

議案第21号 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者について、平成30年4月1日より指定権限が都道府県から市町村に委譲されることとなったことに

に伴い、国の省令に基づき新たな条例を整備するものでございます。

議案第22号 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の制定については、本町が発注する委託業務のうち、プロポーザル方式により発注を行う場合において、外部委員を含む業者選定委員会の設置、運営等に関し、必要な事項を条例に定めるものでございます。

議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、さきの議案でご説明いたしました三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会に係る外部委員の報酬額を定めるため、条例の改正を行うものでございます。

議案第24号 近鉄石見駅周辺道路等整備工事（2期）請負契約の変更の締結については、同工事において前倒し執行が可能となったことによる請負金額の変更増額について、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため提出を行うものでございます。

議案第25号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定については、現行の指定管理者への指定期間が平成29年度末をもって終了することから、新たに指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出を行うものでございます。

議案第26号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、公共下水道の管理及び使用について、不適正排水の排除を図るため、届け出義務を規定するための条例の一部改正を行うものでございます。

議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定については、三宅町公共下水道事業の健全かつ円滑な運営を図ることを目的に、三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正し、三宅町公共下水道事業基金条例に改めるため提出を行うものでございます。

以上が今定例議会に提出いたしました当初予算6件、補正予算5件、条例の制定並びに一部改正合わせて14件、議決案件2件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりました。

議案に対する総括質疑は、3月8日の木曜日、午前10時より行いますので、よろしくお願

いたします。

辰巳議員、ちょっと体調不良のため退席とします。

(10番 辰巳勝秀君退場)

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（植村ケイ子君） お諮りいたします。

日程第32、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第1号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについては、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございますが、現北野副町長にはこの3年間、本町の行政の中核としてご活躍いただきありがとうございました。北野副町長には県にお戻りいただいた後も、多くの先輩方同様、本町のためにさまざまな形でご支援賜りますようお願い申し上げます。後任の副町長につきましては、お手元に配付いたしておりますとおり、引き続き県から派遣をいただき、県との連携をさらに深めることにより、過疎地域からの脱却と行財政の健全化、そして地方創生を実現し、住民と協働の町づくりを推進していくためにも、県職員として地域振興部、知事公室を歴任された豊富な行政経験と広い見識をお持ちの松浦功治さんを新たに副町長として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 京都府木津川市木津川台5丁目12-9。

氏名 松浦功治。

生年月日 昭和43年6月16日生まれ。

何とぞご同意のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

松浦副町長、ご入場願います。

(副町長 松浦功治君入場)

○議長(植村ケイ子君) ただいま本会議において新たに副町長に同意されましたので、ここで松浦功治副町長のご挨拶を受けることにいたします。

よろしく願います。演壇のほうへどうぞ。

○副町長(松浦功治君) 失礼いたします。

ただいま副町長の選任のご同意をいただきました松浦功治と申します。どうぞよろしく願います。

微力ではございますが、三宅町の発展のため、誠心誠意尽くさせていただきたいと思っておりますので、何とぞ議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻いただきますようよろしく願います。本日はありがとうございました。

○議長(植村ケイ子君) ご苦労さまでした。ご退席ください。

(副町長 松浦功治君退場)

◎同意第2号～同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(植村ケイ子君) お諮りいたします。

日程第33、同意第2号 三宅町公平委員会委員の選任についてより日程第35、同意第4号 三宅町公平委員会委員の選任についてまでの同意を求める3件を一括議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 同意第2号、同意第3号及び同意第4号の三宅町公平委員会委員の選任については、議会の同意をお願いいたしたく提案させていただいております。

3名の委員はいずれも任期満了に伴い、新たに選任するものであり、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を賜りたく、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

同意第2号。

住所 磯城郡三宅町大字但馬478番地。

氏名 福井 章。

生年月日 昭和15年8月16日生まれ。

同意第3号。

住所 磯城郡三宅町大字石見516番地の2。

氏名 北浦恵子。

生年月日 昭和14年3月10日生まれ。

同意第4号。

住所 磯城郡三宅町大字石見595番地の2。

氏名 藤巻留美。

生年月日 昭和39年7月14日生まれ。

いずれも再任でありますので、何とぞご同意のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより日程第33、同意第2号 三宅町公平委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

引き続き日程第34、同意第3号 三宅町公平委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第35、同意第4号 三宅町公平委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第36、発議第1号 三宅町議会委員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、提出者の衣川議員より提案理由の説明を求めます。衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の説明をさせていただきます。

三宅町議員の議員報酬等に関する条例につきましては、条例で定められた月額26万円ですが、町の集中改革プランの内容に即して、報酬額1割の削減を行うため、平成18年3月定例会で条例の一部を改正する発議案を賛成多数で採決いたしました。この条例の改正内容は、昨年と同じく引き続き期間を延長すべく、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間と改正するものであります。

議員各位のご支持よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 説明が終わりました。

日程第36、発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第36、発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植村ケイ子君) 日程第37、発議第2号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認め、提出者の森内議員より提案理由の説明を求めます。
森内哲也君。

○3番(森内哲也君) 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

平たく言いますと、常任委員会の委員数をふやしたいという内容です。我々議員になりますと、一番初めに受け取る必読本、議員のバイブルとか言ってもいいかわかりませんが、議員必携というのをいただきます。その序章、一番初めにはこんなふうに書かれています。

「現状では多くの政策は執行機関の側でつくられ、議会に提案されていますが、議員は本会議や委員会での質疑、質問、修正などを通して政策形成過程に参画し、予算、契約、条例などの審議において最終的な政策決定、すなわち地方公共団体の意思決定を行っているのである」、わかりやすく言えば、多くの政策は執行機関側でつくられています、三宅町の議員は三宅町の意思決定を行っている、そういう内容です。

幾つかの歴史的な過程を経まして、現在三宅町議会には2つの常任委員会が存在しています。2つとは、1つは総務建設常任委員会、もう一つは福祉文教常任委員会ということになります。現在、定数はそれぞれ5名となっており、現在10名いる議員が5名ずつに分かれて、どちらか一方だけ、片方だけの常任委員会に所属する、そういう現状になっています。そうしますと、自分の所属する委員会ではない、もう一方の委員会に割り振られた議案に対しては、質問、質疑、修正などを十分に行うことができない、そういう現状があります。

一番初めに申しましたけれども、今回の提案の内容はこの常任委員会の定数を変更したい、そういう内容です。委員会の定数を現在の5名から10名にふやすことによって、2つある常

任委員会のどちらにも所属できるようにする、そういう内容です。そうすることによって、自分の所属していない委員会に割り振られた議案に対しては質問、質疑、修正など十分に行うことができない、そういう現状を変更しようとするものになっています。目を通す議案がふえて、議員一人一人の負担が増加する、そんな危惧する声もありました。私も実際そんなふうには思いますが、幸い三宅町は奈良県で一番小さなまちです。よその自治体に比べてたくさん議案があるわけではない、そんなふうにも思っていますので、ぜひ議員の皆さんとは一緒に頑張っていけたらと思いますし、住民の皆さんからもそんな期待がされている、そんなふうを考えています。

今回提出した議案、三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例、これは執行機関から提案される案件に対して、議員全員が質問、質疑、修正などを十分に行うことができるようにするもので、三宅町的意思決定を行う、我々三宅町議会の本来のあるべき姿に近づけるものだと考えていますので、議員の皆さんの同意をいただきたく、ここに提案させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 説明が終わりました。

日程第37、発議第2号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論に入りたいと思いますが、討論はありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

この条例は、総務建設、福祉文教各常任委員会の定数を全員10名で構成する提案で、30年4月1日から施行するというものであります。今期の4分の3の期間が経過しており、この時点で条例を改正し、1年間だけ定数を10名で行うというものであります。今期の3年間の常任委員会の運営に不都合があったのかどうか問われます。施行の期日を31年4月または来年選挙が行われますので、改選後の期日にし、改選後の議会の構成に委ねることが望ましいと思いますので、この条例については反対といたします。

○議長（植村ケイ子君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第37、発議第2号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(植村ケイ子君) 本日はこれもちまして散会といたします。

次回は3月8日木曜日午前10時より会議を開きます。

本日はどうもご苦勞さまでございました。

(午前11時36分)

平成30年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成30年3月8日木曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬角清司	松本健	森内哲也
辰巳光則	松田晴光	衣川喜憲
植村ケイ子	川口靖夫	池田年夫
辰巳勝秀		

欠席議員数(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	北野勝也
教育長	澤井俊一	みやけイノベーション推進部長	森本典秀
総務部長	岡橋正識	健康子ども局長	宮内秀樹
住民福祉部長	中田進	教育委員会事務局長	東浦一人
まちづくり推進部長	江蔵潔明	会計管理者	岡本豊彦

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	乾輝男	モニター室係	長谷川淳
モニター室係	大西紗友子	モニター室係	小西魁人

本日の会議に付議した事件

議事日程(別紙のとおり)

本会議の会議録署名議員氏名

2番議員 松本健 3番議員 森内哲也

平成30年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成30年3月 8日 木曜日

午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 議案第1号から議案第6号までの6議案に対する予算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第7号から議案第27号までの21議案に対する質疑、各委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。若干1分前ですけれども、おそろい
のようですので始めたいと思います。

平成30年3月三宅町議会第1回定例会を再開したいと思います。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第1号～議案第6号の予算審査特別委員会付託について

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、議案第1号 平成30年度三宅町一般会計予算についてよ
り、議案第6号 平成30年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6議案を、さきに設置
しました三宅町予算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

日程第1、議案第1号 平成30年度三宅町一般会計予算についてより議案第6号 平成30
年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6議案を三宅町予算審査特別委員会に付託する
ことに決定しました。

◎議案第7号～議案第27号の総括質疑、各委員会付託について

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、議案第7号 平成29年度三宅町一般会計第8回補正予算
についてより、議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制
定についてまで、議案21件についての総括質疑を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議案第12号の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例についてでありますけれども、この条例については、町長は100分の15、副町長、教育長は100分の10を4月から1年間カットするという中身であります。同時に、議会でもこの中で定数の削減や歳費のカットなどが今まで行われてきました。

この特別職の給与カットは政府の集中改革プランの中から出てきたものであり、平成17年度から21年度までの5年間、集中改革プランが実施されました。本町の場合、集中改革プランの成果はどのようなもので、総括とまとめの文書は出されたのでしょうか。既に集中改革プランは終了しているのではないのでしょうか。特別職の給与カットを行っている自治体は他にあるのでしょうか。

次に、議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

今まであった公共下水道整備対策基金、平成28年度決算年度末残高は1,868万1,108円となっています。この基金との整合性について説明してください。また、29年度末の金額はどのようになっているのでしょうか。現在、本町では上水道料金と下水道料金の徴収は一緒になっています。上水道は広域化が進められていますが、今回つくろうとしている条例の目的はどのようなもののでしょうか。

以上2点について、答弁をお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

私より、議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての池田議員のご質疑について回答いたします。

議員ご指摘の平成17年度から21年度までの集中改革プランについてでございますけれども、本町におきましては、平成18年度から22年度につきまして、三宅町集中改革プラン、引き続きまして平成23年度から25年度に第2次三宅町集中改革プランの取り組みを行いました。そのうち給与等の適正化といたしまして、特別職給与のカットを実施してまいったところでございます。平成27年1月には、第2次三宅町集中改革プラン取り組み結果をまとめまして、現在もホームページ上への掲載をしているところでございます。

その後に、新たに集中改革プランの策定はしておりませんので、ご指摘のとおりプランは終了しているものでございますが、経常収支比率を引き続き抑制していくための姿勢といたしまして、年度ごとに条例の改正を上程いたしまして、特別職の給与カット並びに管理職手当の減額を実施しているところでございます。

特別職の給与カットを行っている自治体はあるのでしょうかというご質問でございますけれども、平成29年度のデータでは、県内自治体におきまして、9市7町村で特別職の給与減額が実施されていると把握しております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 私からは、議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

三宅町公共下水道整備対策基金条例は、公共下水道の普及促進をする目的で制定されたものです。しかし、現在、下水道の整備率も約98%を達成していることから、今後の下水道施設の維持補修費に充てるなど、現在の状況に合わせるための目的で全部改正となっております。平成29年度決算見込み額につきましては、現時点では決算額が出ておりませんのでお示しすることはできません。また、現在進められております上水道の広域化と本条例の制定については何も関係ございません。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、再質問ありますか。

○9番（池田年夫君） はい。

○議長（植村ケイ子君） どうぞ。

○9番（池田年夫君） 議案第27号の、今、答弁があったんですけれども、実際に今までこういう基金条例があったわけでありましてけれども、これをなぜ今の段階で廃止し、新しくまた同じようなのをつくるという中身ではないかと思うんですけれども、そういうことについて具体的に説明してください。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほども説明させていただいたとおり、当初の条例は整備を促進、要するにつくるための条例でして、今回は一補修費にも金額が充てられる、要するに全ての費用に充てられるように改正をさせていただいております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、ご理解いただけましたか。

○9番（池田年夫君） まあ何とか。

○議長（植村ケイ子君） いいですか。

質疑を終結します。

お諮りします。

日程第2、議案第7号 平成29年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定についてまでの議案21件は、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。議案第7号 平成29年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定についてまで議案21件は、各常任委員会に付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長(植村ケイ子君) 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
今定例会に通告をされました議員の発言を許します。

◇ 松 田 晴 光 君

○議長(植村ケイ子君) 5番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

松田晴光君。

○5番(松田晴光君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

三宅町公共交通タクシー補助券について。

昨年、平成29年の3月議会に、この件について一般質問を行いました。再度、質問をいたします。

基本料金48回分、年間3万2,640円の補助ですが、高齢の交通弱者に対して同じ料金で配布パターンを変えるだけで、現行どおり配布の方と、または交付枚数を減らして2倍の距離を走れる新券を数枚入れることにより、利用者はぐんと助かると思いますが、どのような考えを持っておられますか。町長の所見をお伺いします。

○議長(植村ケイ子君) 町長。

○町長(森田浩司君) 松田議員のご質問に回答させていただきます。

本制度は、家庭での送迎が困難な高齢者等に対し、町内の各公共施設や金融機関等まで移動するためのタクシー乗車費用の一部を補助し、町民の交通手段の確保、ひいては経済的負担の軽減を図ることを目的としたものでございます。

もちろん、1回の乗車において基本料金以上となる遠方への利用も可能ですが、補

助の対象を超えてご利用いただくことについては自己負担が必要であり、利用者負担を原則としております。

議員ご質問の同料金内の配布パターンをふやす新券の検討ですが、平成29年3月議会一般質問の際に回答させていただいたとおり、あくまでも補助の対象を町内の各公共施設や公共交通機関等の交通結節点までを基準とさせていただいており、現時点では考えておりません。

いずれにいたしましても、地域公共交通施策を行っていく上で、高齢者等の交通弱者のみならず、地域全体の重要な課題であると認識しておりますので、本制度の趣旨を十分ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 松田議員、再質問。

○5番（松田晴光君） このタクシー補助券は、誰のためにあるのですか。また、少し仕組みを変更することで済みます。基本料金を超えるわけではありません。ここらの点、どのようにお考えですか。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） まず、今、議員質問の誰のためにとのことですが、町長からも回答ありましたとおり、今のところ65歳以上の高齢者と妊婦のほうを対象にしております。

それと、パターンを変えることについてというご発言ですが、物理的に新券の発行ができないというわけではございません。ただ、本制度は、本町で公共交通機関でありましたバスの運行が廃止されたことにより、交通結節点までの交通手段の確保がなかなか困難になったということがございますので、そういう施策としてコミュニティバス、もしくはタクシーの利用が望ましいんじゃないかということで支援していこうというのが始まりでございました。そこから、やはり地域内交通のアクセスによる利便性を向上させたいということと、高齢者等の地域内の移動を支援するものでございまして、どうしても無料で乗車できることばかりが重要ではなくて、利用者の負担を原則のもと、今後もネットワークを確保する、維持することが町としては大切であると考えております。

それと、よって、補助の対象となる範囲を一部の希望者のみパターンを変えることにつきましては、総額がたとえ同じであったとしても、1回ごとの補助対象の範囲が違うことは、少し公平な制度であるとはちょっと言い切れないのかなと思うところもありますので、今のところ、現時点では新券の発行については、町長の回答にありましたように考えておりません。

また、住民の皆様がどのように制度を活用されているのか、この制度に対してどのようにもちろん感じておられるのかを抜きにして、今、制度改正をすることは適切ではないと思えますし、できたらお互い共通認識、理解のもと、実施の効果等を検証していくこともまず大切ではないかと考えています。

補足でございますが、新年度、利用者に向けまして申請の受け付けを3月1日から開始しております。その際、今、申請者に向けまして補助券の利用状況を把握するために、新たに利用者のアンケートを実施しております。この調査についても今後役立てていきまして、中身についてもいろいろ検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 松田議員。

○5番（松田晴光君） 私は、料金を超えてまでとは言っていないんです。要は、今の現行パターン、現行どおりまたは現行より枚数を減らして2倍走れる新券を数枚入れる、そのどちらかを利用者を選んでいただくということで考えておるんです。もともとこの補助券は、高齢者の移動手段の確保、町の喫緊の課題であり、公共タクシーは高齢者の外出機会の増加、または健康増進などが狙いでできたものと私は考えております。高齢者が増加して、交通弱者を助けることが行政の仕事であり思いやりと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（森田浩司君） もちろん、議員おっしゃるような目的というのはございます。しかしながら、タクシーでその場所に行くことだけが高齢者の健康増進につながるのかというところでは、一部歩いていくことも健康につながるという観点もありますが、このことで距離を延ばすことによって、例えば目的地、遠くへ行っていたときに、今度、逆に帰ってくるときに、協力会社がないところでしたら、タクシー券というのは利用ができないというさまざまな問題がありますので、さまざまな課題を検討しながら拙速に今やる、やらないではなくて、対象者も含めてこの地域の公共交通のあり方自体を考えていく必要性があると思えますので、現時点では考えておりませんという回答でさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） ご理解のほどは、再質問。

○5番（松田晴光君） そしたら、町外に走れることを、今後、多くの住民さんが望んでおりますので、そのようになることを私は希望してこの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 先ほども申し上げましたとおり、高齢者だけではなく、さまざまな対象も含めて考えていく大きな課題であるというふうに認識しておりますので、その点、ご理

解いただきまして、今後ともご意見であったり、ご指導のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 町長の回答をもって、松田晴光君の一般質問を終わります。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、4番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、学校給食について。

昨今、全国的に学校給食の材料費高騰を受けて献立自体が貧相になり、必要であるエネルギーを満たせないケースが問題になっています。または、最低必要エネルギーを確保するため、給食費の値上げに踏み切る自治体もふえてきています。現在の三宅小学校における現状と、仮に今後三宅小学校でも同じような事態になるようなら、どのような対策をお考えか、お聞かせ願ひたい。

2つ目、大和中央道の完成予定時期について。

我が三宅町でも三宅インター開通後、非常に交通の便がよくなりました。しかしながら、せつかく三宅インターができたにもかかわらず、東西における道路網は脆弱なままです。企業誘致において大和中央道の早期開通は三宅町の悲願であります。なかなか開通の見通しが立っていない状況です。いつ聞いても、数年前聞いたときと同じ完成予定時期の回答なので、事業自体が全く進んでないのではと感じています。もちろん、関係各位は全力では当たってもらっているとは思いますが、目に見えた形にならないと実感も湧きません。今現在の進捗状況、これからどのようなアプローチをしていくのか、何年ごろの完成を目指すのかをお尋ねしたい。

○議長（植村ケイ子君） 学校給食の回答は、町長。

○町長（森田浩司君） 4番、辰巳光則議員のご質問につきましては、最初に私から大和中央道に関する回答をさせていただき、学校給食に関する回答は教育委員会事務局長が回答いたします。

まず、大和中央道に関する質問の回答ですが、大和中央道から延伸である都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備は、奈良県において進められている事業でございます。

先日、奈良県中和土木事務所に問い合わせたところ、三宅町内の区間におきましては、三

河地区から順次用地買収を進めており、三河地区は既に用地買収が完了し、現在伴堂地区について用地交渉を進めており、用地買収の進捗率は面積ベースではありますが、約50%弱であると伺っております。

また、既に買収が完了している三河地区につきましては、道路構造物の工事も行っており、残りの地区についても用地買収が完了した区間ごとに工事を行っていくことも考えているとの旨を伺っております。

完成予定時期につきましては、残りの地権者数も多いことから、用地買収の完了の見通しが立つまでは時期の明言ができないとのことであります。本町といたしましては、都市計画道路の早期開通を望んでおりますので、奈良県に対して事業の進捗状況の把握及び今後も早期開通に向けて継続して要望を行ってまいりたいと考えております。

○教育委員会事務局長（東浦一人君） 辰巳議員の学校給食についてのご質問にお答えいたします。

三宅小学校における学校給食は、学校給食法並びに関係基準等に基づき運営いたしております。その献立につきましては、学校給食摂取基準をもとに栄養価及びエネルギー量の確保を図っております。また、アレルギーにも配慮し、安全でおいしい給食の提供に努めているところでございます。

さて、現在の三宅小学校の給食実施状況としましては、平成28年度に消費税の増税、食材の高騰により、15年間据え置いてきました給食費を月額3,800円から4,300円に値上げをし、運営を行っております。

このような実施状況の中で、議員が憂慮されているように、不安定な気候状況等により給食の食材は高騰し、特に野菜価格が高騰しておりますが、小学校では給食の提供を通して児童の健全な成長を促していくため、創意工夫を凝らした献立の作成に取り組んでおります。その内容としましては、カルシウムや鉄分などの強化食品を使用することや、野菜の種類の選択等を行い、比較的安価で同様の栄養価及びエネルギー量を確保できるよう創意工夫を行い、児童に影響を及ぼさないようにいたしております。

また、地産地消の取り組みを進めてきたことで、農協などの協力で低価格で安定した野菜を提供していただいていることも、価格変動に対応できる要因の一つとなっております。

このようなことから、現時点においては、給食費の改定は検討いたしておりませんが、今後、消費税の増税やさらに材料費が高騰した際に、食材の選択や献立工夫により対応できない場合におきましては、保護者の皆様にもご負担をお願いすることも考えられます。

今後とも、安心・安全な給食を子供たちに提供するため努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員、再質問。

○4番（辰巳光則君） ちょっと、じゃ、給食のほうから再質問させてもらいたいと思います。

一応、今お答えしていただいた回答を見ていましたら、仕方ない部分もあるのかなと思うんですが、2年前に月額500円値上げされているということで、なかなか今こういう経済状況の中なので値上げというのはなかなか難しい。今後はより家庭のところで難しいのかなと思うんで、この回答の中にもありましたけれども、地産地消の取り組みを進めていきたいということでこのを書いてもらっていましたが、今年度予算で、学校給食地産地消推進事業補助金13万7,000円というのが計上されていましたが、今後、こういうことが発生した場合は、この辺をもうちょっと拡大してもらってでも個人負担がないように努力していただければと思います。

ついでとってはなんなんですが、今、世の中的によく何育とかという問題があって、東京では服育とかいっていろいろニュースで騒がれていますけれども、現場からそういう訳のわからん何々育さえつけていたら何でもオーケーやみたいなことにならないように、その辺はしっかり指導もしていってもらえたらと思います。

では、2つ目の大和中央道なんですけれども、町長の回答の中で、奈良県において進められている事業というのは非常によくわかるんですけれども、僕の1回目の質問の中でもありましたけれども、全く進んでいないような状況のイメージがあるんです。だから、5年前にいつごろできるんですかと聞いたときに、大体5年後ぐらいじゃないですか。今5年たって、もうそろそろ本当ならでき上がっていないといけないのに、聞いてもわかりません、大体5年後じゃないでしょうかということで、もちろん残りの地権者も多いとか、奈良県において県がやっている事業やというのは非常によくわかるんですが、そもそもなぜこれぐらいやっぱり時間がかかっているのかという、町としてはどういう認識をお持ちなんですか。

○議長（植村ケイ子君） 副町長。

○副町長（北野勝也君） 原因といたら、まず、用地の確保というのは当然必要なわけで、道路整備であれば当然それは必要なことでありますので、それはやっぱり地権者さんがいらっしやいますんで、その辺の交渉というのがやっぱり長引く原因なのかなと。これはもうこの道路だけではなくて、ほとんどの公共事業についてはもうそこがネックになってくるのかなと思います。なかなか県が完成時期を明示できないというのは、やっぱり用地のほうの

進捗状況によって明言できない部分が多々影響されているのかなと思いますので、それと、お住まいのおうちの補償、移転をしていただくということになれば、さらにハードルが上がっていくのかなと思いますので、その辺が影響されているというふうなことになるかと思えます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） 非常によくわかります。ただ、この三宅の道路が計画された以降に計画されている県の道とかでも、それより早くできているというところもあると思います。地権者さんからよく聞くのは、中和土木さんのほうから用地買収の話に来られたと。次はいつ来るのかなということだけでも、全然来ないんやけれどもという話をよく聞くんです。ですから、その辺はやっぱり県任せということもなく、もうあれ年どれぐらいいつているんやとかという中和土木のけつをたたくというか、その辺、三宅町と中和土木での連携というか、その辺もあったほうがいいんじゃないのかなと思います。今、ちなみに、年にどのぐらいの頻度で中和土木さんにはこれのことを聞きに行ったり、陳情じゃないけれども、いつごろできるんやというのはされているのでしょうか。

○副町長（北野勝也君） この件にかかわらず、中和土木とは、連携はオフィシャル的には年2回ほど所長さんが来ていただきまして、県のいろんな事業の三宅町内における事業の進捗状況であったり、町の要望であったりという意見交換をさせていただいています。この現場の把握に関しましては、回数は今申せませんが、担当部署のほうで担当者同士の話があったり、当然工業ゾーンの部分もありますので、その辺のすり合わせとかという形で中和土木のほうとは協議はさせていただいておるところでございます。

以上です。

○4番（辰巳光則君） 年2回が多いのか少ないのかはちょっと個人的な見解があると思うんですけども、やっぱり年2回でなかなか前に進まないんであれば、4回でも5回でも行って、こっちの本気度とかという熱意というのを見せるのも大事だと思いますし、年2回来てもらってというのであれば、2回、3回こっちから足を運んでとかというのも大事かと思えます。中和土木の所長とお話ししたときに、うちのほうでもやっぱりなかなか人手も少ないんで行けていないのが現状ですと。ただ、用地買収に関しても真剣にやっておりますので、そこは三宅町さんも地元自治会を巻き込んで協力してもらってやってほしいというのも中和土木の所長さんも明言されていますので、ここはオール三宅で一刻も早く開通できるように

やっていってほしいと思います。

2月25日の川西町の文化ホールであったフォーラムに行ったんですけれども、ちょっとなかなか郡山、川西、田原本のプレゼンを聞いていて非常に危機感を抱きました。川西の工業団地が5社募集に対して20社エントリーがあって、もう逆にうれしい悲鳴で、どこの業者を選定するかといううれしい悲鳴やということを町長がおっしゃられていましたけれども、まず、あれの完成予定のイラストを見ても、今、ちょうど河合のほうからつけています主要地方道路天理王寺線に面しているところなんですよね。だから、あのイラストを見ても、企業誘致に対していかに道が大事かというのが明確でありますので、それと、先ほど町長のほうからもありましたけれども、県の事業やからとか、用地買収、地権者も多いということなんですけれども、そのときの地域フォーラムの中で、荒井知事本人が首長の最大の仕事は用地買収であるというのをはっきりと明言されていたんで、それが最大の仕事とは思いませんけれども、県に任せます、県に用地買収じゃなしに、先ほどと繰り返しになりますけれども、この辺はもうオール三宅で一刻も早く道ができるように努力していただけるようお願いを終わりたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど副町長も申しましたけれども、早期開通には用地買収というのはかなり重要度があるということは私自身も認識しております。今、議員おっしゃっていただきましたが、決して町は何もしていないわけではなく、担当職員が中和土木の職員とともに困難箇所であったりということでは、三宅町の職員もお話し合いというか、交渉というか説得であったり、そういうところでは地元にも一緒に入らせていただいたりという連携はございます。公式的には2回ですけれども、そういう担当レベルで進捗であったりということでは頻繁に行っておりますので、そういった困難箇所の情報共有であったり、どうしていくのかという協議というのは、日常レベルで担当レベルではさせていただいているということをお知らせしておきましてご報告させていただけたらと思います。

○4番（辰巳光則君） 僕の1回目の質問の中で、関係各位も全力で当たっていただいているのはもうよくわかっているというのを入れているんで、担当者レベルで何もしていないという認識は全くないんです。ただ、やっぱり民間の企業とかでもそうなんですけれども、一生懸命やっています、一生懸命やっていますと結果が出ていなかったら、結局やっていると一緒になるんで、だから、今まで以上に今後は今のレベルで無理やったら、もっと大きなものを巻き込んででも、それやったらもう議員全員も使ってもらってもいいですし、今

できていないんだったら、違うアプローチの仕方で早急にできるようにということなんで、その辺は思いは一緒やと思うんですけども、全く担当者レベルでやっていないと思っていないんで、その辺は思っておいてもらいたいと思います。

- 議長（植村ケイ子君） 一般質問を終わりますと言って聞いたから、ちょっと今おまけです。
いいですね。辰巳光則君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

- 議長（植村ケイ子君） 次に、3番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

3番議員、森内哲也君。

- 3番（森内哲也君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

先日開かれた複合施設に関するワークショップ、そのあたりの質問です。

町内初のワークショップものでありました。私も参加、見ていただけなんですけれども、ほとんど、実りのあるものであったと感じております。多様化するニーズと縮小する社会の流れの中で、住民さん自身が町づくりの当事者意識を持ちかかわっていくということが大事である、そんなふうには司会者（ファシリテーター）からもあったように思います。

そこで、複合施設のことなんですが、実際に住民さんがワークショップに参加してかかわってくださっていますので、この本会議の席でも今後の方針、工程をお示しいただけたらと思います。

続きまして、そのワークショップという手法の広がりについてなんですけれども、まずは複合施設についてワークショップを行ったけれども、ほかの課題についても行っていきたい、そんなふうには理事者サイドの声も聞こえてきたりしています。予算の都合などあると思われませんが、その辺はどのように今後お考えか、またお聞かせください。

そしてもう一つです。ちょっと意地悪な意見もやはり聞かれまして、ある程度もう筋書きが決まっている中で、そのほかの意見に対する、異論に対するガス抜きやろうみたいなこともやはり耳にしたりもするんですけども、そういう側面がないとは言えないのかもわかりませんが、僕はそんなふうにはなってほしくないと思っています。その辺、本気で行政は皆さんを巻き込んで、声を聞いて、そういった方向性で進みたいという意気込み、その必要性なども示していただけたらと思いますので、所見をいただけたらと思います。

再質問は自席でさせていただきます。

- 議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員のご質問に回答させていただきます。

初めに、複合施設のことについて、今後の方向性と工程について回答をさせていただきます。

今後の方向性ですが、今年度に入り、アンケート調査に加え多世代の方々からヒアリングやワークショップを実施することにより、さまざまなご意見を頂戴することができました。特に、住民の方々から町民全体で集まる場を、交流できる場をとという意見も多く、ただ単に集まる場所を求められておられるだけではなく、自分自身も一緒に参画し、活躍できる場を求められているのではないかと感じ取れました。

そのようなご意見を尊重する中、本町といたしましては、既存公共施設の老朽化に鑑み、統廃合による将来のランニングコストの観点からも、再度さまざまな方向性についても検討、協議を重ねた結果、多様化する住民ニーズによる地域課題に対して、一つの解決策となり得るような拠点づくりが重要であるとの思いから、子育て支援、生涯学習、共有スペース等の機能を持ち合わせた常時人が行き交い、にぎわいの場としての拠点が必要ではないかと考えました。

そして、さらに、その拠点を基本に、その中によりよい環境づくりを目指した学童保育機能も同時に含めることにより、多くの機能連携を図ることができ、さらなる多世代交流も期待できる施設とするほうが、今後、地域課題の解決につながる場所、生涯愛される場所、住民が活躍できる場所として展開できるものではないかと考え、学童保育機能を含めた複合施設の整備が必要であると判断したものでございます。

もちろん、住民の皆様の声の中にはさまざまな意見がございます。しかしながら、このお声も決して無視するわけではなく、今後も住民の皆様への丁寧な説明と情報の公開を行うことにより、一人でも多くの方にご理解いただけるよう努めながら、目先の問題の解決にとらわれることなく、10年先、20年先の三宅町の町づくりをイメージする中で、未来志向の新たな可能性を追求しながら整備に向けて検討し、平成30年度中にワークショップを重ねながら基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、工程につきましては、どの場所にどのような規模でどのような構造で、さらにどこまでの機能を有するべきなのかを引き続きワークショップ等を中心としたご意見を賜る手法を用いながら、年度中には基本計画を完成させる予定です。さらに、翌年の平成31年度には、基本計画をもとに基本設計と実施設計を作成し、平成32年度中に施工を完了したいと考えております。特に財政的な面を考慮すべく、支出を最低限とする過疎債等の財源の活用も念頭

に置き、整備を進めてまいる所存でございます。

次に、2つ目のワークショップの今後の広がりについてと、3つ目の意地悪な意見に対してをまとめて回答させていただきます。

ワークショップの今後の広がりについてですが、平成30年度より、各業務、さまざまな計画等の策定において、住民の皆様の知恵と力を引き出す一つの手法として、住民の皆様を巻き込んだワークショップを幅広く展開する予定でございます。

議員もおっしゃられているように、今回のワークショップでも、「よかった」、「今後もあればよい」と感じられた方が大半を占め、非常に好評価をいただいたものと感じております。ワークショップは、参加者が主体的に参加でき、体験や話し合いの場をお互い共有する中で、お互いに気づいたことを学び合ったり、作り出したりできる場であり、実施を重ねることにより住民と行政の信頼関係が構築され、地域における町づくり力が向上し、さらには住民と行政のパートナーシップ効果が生まれるものであると考えます。

ただ、多様な住民ニーズが存在するように、考え方や意見においてもいろいろな方々がおられることも認識しており、本町としては、住民の皆様の直接的な対話を大切にしながら、協働の町づくりを軸としたぶれない対応を行うことが信頼の上の緊張感ある関係づくりであると考えておりますので、さまざまなご意見に対しても一つのご意見として受けとめ、趣旨をご理解いただけるよう丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員、再質問。

○3番（森内哲也君） ありがとうございます。

ワークショップで直接住民さんの意見を聞くということ、私もそれはすごくいいことだと思っています。ワークショップのそういった手法を取り入れることによって、目的というんですか、適切な答え、回答といいますか方向性を見つけていくもう一つは、合意をつくっていくということだと思っています。合意というのは、やはりちょっと意地悪なこんな話もありまして、みんなの意見を聞いていたら、結局まとまらへんやないのみたいなこともやっぱり心配されていることがあって、合意、まとめていくというのはある意味意見を選択していく、切り落としていくということにつながるので、その辺の過程もやはり透明化というんですか、わかるようにしていかないといけないと思っているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○町長（森田浩司君） 議員おっしゃるように、選択ということはしていかなければならない

と考えております。しかし、その過程において、選択するときには町としてどのように考えたのかという方向性であったり、考えたプロセスであったりというところの情報を共有することによって、ともに考えながら丁寧なご説明をしていくことで、ご理解のほうをしていただけたらというふうに考えております。その決断については、町のほうでしっかりと一つ一つのご意見、少数であっても大切なことももちろんあるご意見もあると思いますので、そこは行政の責任においてしっかりと判断して共有しながら、ともに考えていかせていただけたらというふうに考えております。

○3番（森内哲也君） ある種心強い回答かなとも思うんですが、やはり行政がやることは予算の枠に縛られていて、今回も年内に計画をつくるということなので、まだちょっと合意にはもう一回したほうがいいなと思ったけれども、予算内で今期中にやんなあかんみたいな話も出てこないことはないかなと思ってまして、そのあたりも心配はしております。その辺はいかがでしょうか。

○町長（森田浩司君） そうならないためにも、工程のほうを今こういう計画であるということでお示しさせていただいております。そこでこうしたほうがいいよというご提案などまたありましたら、ご意見いただけましたらと思いますのでよろしく願いいたします。

○3番（森内哲也君） ありがとうございます。

ファシリテーターに今回来ていただいて、司会者と訳すのかどうかわかりませんが、やはりみんなの答え、意見を聞いて合意をつくっていく、これは別に行政に限ったことではなくて、議会とか議員もその仕事をしないといけないと思います。なので、できれば職員さんにもそういう手法だとか、当然我々も学ぶということで、何かまた機会があればそういったことにも力を我々もかせればと思いますので、一緒につくっていけたらと思っていますのでよろしく願いします。

以上で終わります。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 衣 川 喜 憲 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、6番議員、衣川喜憲君の一般質問を許します。

衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。
平成30年第1回定例会に当たり、平成30年度の町政運営方針についてお伺いいたします。

全国的に少子高齢化が進み、本町も昨年4月には過疎地として認定されました。人口減少の流れをとめることは大変困難なことです。そのため、本町においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略を出され、人口減少を分析し、その対策についての目標を示されました。この計画の期間は、2015年度から2019年度の5年間となっています。

計画の目標は、1、雇用創出、2、移住促進、3、若者支援、4、地域連携と定められ、この期間内に企業誘致4社、移住300人等かなり具体的な目標値が出されています。平成30年度は中間年を過ぎ、4年目に入るところです。現況はどのような状況ですか。それぞれの目標の達成状況について、平成29年度の予算の主要施策と合わせて総括を求めます。その総括の上で、平成30年第1回定例会に当たり、町長の町づくりに対する抱負と決意をお伺いいたします。

次に、複合施設整備に関するワークショップについてお伺いいたします。

先日、前述したワークショップが開催され、住民による活発な意見交換が行われました。特に若い世代の住民も多く参加され、大変頼もしく感じました。今後もこのようなワークショップを続けていただきたいと思っています。

ところで、今回のワークショップは、施設建設ありきで行われたのでしょうか。ゼロベースからの出発ではなかったように感じたのですがいかがでしょうか。学童保育施設のためだけで施設を整備するのではないことは十分理解しております。しかし、今後の町の財政と少子高齢化の進行を鑑みると、既存施設、特に小学校の余裕教室を活用した施設計画をといった考え方もあるのではないのでしょうか。

さきのワークショップの中でも、参加者にいろんな情報を伝えることが必要です。小学校児童数の今後の推移、これくらいの施設となると建設費が幾らで、その後のランニングコストが幾らかかるかといった経費等、さまざまな具体的な情報がないまま話を進めると、まとめはできたが、建設費の負担が大きいため建設は断念といったことになりかねません。今後、どの時期に情報を伝えられるのでしょうか。

本町のような小規模の自治体においては、既存施設の活用がよい施策だと私は考えます。学校を核とした町づくりを考える時期ではないのでしょうか。

そこで質問ですが、1、ワークショップは施設建設ありきで進められるのか。2、さまざまな基礎データはどの時点でワークショップ参加者に示されるのか、3、小学校の余裕教室等を活用し、学童保育、公民館的活用、役場の執務室等の複合施設的活用は選択肢の中にはないのでしょ

以上の3点について町長の所見を求めます。再質問は自席から行わせていただきます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 衣川議員の平成30年度町政運営方針についてのご質問に回答させていただきます。

初めに、平成27年3月、三宅町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略が策定され、平成30年度には4年目を迎えるが、現状はどのような状況ですかとの問いですが、本戦略には4つの基本目標にそれぞれの数値目標を設定しております。まず、その数値目標ごとの現況についてご説明いたします。

基本目標1の雇用創出においては、指標となる企業誘致件数の平成31年度の目標値が延べ4社としておりますが、現在で2社となっております。また、町内事業所における事業者数については、平成24年度の基準値を1,435人とし、平成31年度の目標値を2,200人としておりますが、もともと基準値とする平成24年度の数値が5年に1度の実施となる経済センサス活動調査からの確定数値を用いていることから、近々で調査が行われた平成29年度の数値についてはまだ確定しておらず、現況をお示しすることはできません。

次に、基本目標2の移住定住においては、町内からの転入者数については、平成27年度の基準値を227人とし、平成31年度の目標を300人としておりますが、平成28年度は196人であり、目標値を目指すことが少し困難と感じ取れます。また、社会増減とする転入者数から転出者数を減じた指標については、平成27年度の基準値をマイナス19人として、平成31年の目標を均衡としておりますが、平成28年度で既にマイナス52人であり、目標値とかけ離れた現況から、人口減少の拡大を否定できない状況となっております。

次に、基本目標3の若者支援については、指標となる合計特殊出生率の平成26年度の基準値を1.26%とし、平成31年度の目標値を1.5%としておりますが、平成27年度は1.26%の状態で基準値と同率となっております。また、母子手帳発行数については、平成27年度の基準値を30人とし、平成31年度の目標値を50人としておりますが、平成28年度は39人、平成29年度の現時点では36人となっております、少しずつではありますが増加傾向が見られます。

最後に、基本目標4の地域連携については、指数となる三宅町に住みたいと思う人の割合の平成22年度の基準値を34.8%とし、平成31年度の目標値を70%としておりますが、平成28年度は46.4%となっており、基準値から若干の上昇が見られるところでございます。

以上、中間時点の数値を把握する限り、少なくとも効果があらわれていると感じるものと、

極端に効果が見込めないであろうとを感じるものがあるとうかがえます。本年度末、町では初となる総合計画が完成しますが、本戦略を総合計画に準じた内容に改正する必要もあることから、見直しについても予定をしております。

次に、平成29年度の主要施策の状況ですが、今年度は、基本構想の基本理念である「つながり、支え合い、安心できるまちづくり」、「出会い、高め合い、豊かな交流のあるまちづくり」、「郷土愛を育み、未来への希望を想像するまちづくり」を目指すため、6つの施策大綱である子育て、産業、福祉、地域教育、安心・安全生活基盤、協働・行財政に関する施策を主要な柱として事業展開してまいりました。

主に子育て支援策では、産前産後サポート事業の実施により、多くの妊娠、出産、子育てに関する悩み等に対し、寄り添い、安心して子育てのできる環境整備を行いました。また、産業振興策では、工業ゾーンプロジェクトとして奈良県と連携を図ることにより、産業用地の創出や雇用機会の拡大が期待できるようになりました。特に、ふるさと納税制度においてグローブ等の返礼品が好調であることから、地場産業の活性化につながっているものと感じております。さらに、現時点では、児童福祉策だけではなく、子育て支援策や地域教育策ともなります複合施設整備については、ワークショップ等にて住民の皆様のご意見を聞かせていただくことができ、本施設が、常時、人が行き交い、にぎわいの場としての機能を担う施設となるよう、基準となる基本計画の策定に向けて、新年度も協議、検討を重ねてまいりたいと思います。

また、安心・安全な生活基盤策では、平成26年度より行っている近鉄石見駅周辺整備事業が、今年度西側駐輪場、広場、ロータリーがほぼ完成を迎え、昨年度は、歩道踏切等を整備し完成を迎える予定でございます。

最後に、協働のまちづくり策においては、対話型集会となるタウンミーティングを実施し、タウンプロモーションを充実させることにより、町内外により広く町の魅力を発信することができたのではないかと考えています。

このことを踏まえ、新年度では、子育て施策として、子ども家庭総合支援拠点整備を開始することにより、産前産後から子育て期まで切れ目のない一貫した支援体制を構築してまいります。また、ハード面では、小学校空調設備整備のための設計業務に着手してまいります。

次に、産業施策については、2021年にグローブ100周年を迎えるに当たり、記念事業の取り組み、ふるさと納税や工業ゾーンプロジェクトのさらなる推進を図り、新たに5カ年計画から成る三宅1号線道路整備事業の着手をするために、平成30年度は調査、用地測量等を実

施いたします。

次に、福祉施策については、安心・見守り収集の充実はもとより、粗大ごみの収集方法にリクエスト方式を取り入れ、直接収集による分別収集の適正化と利便性の向上を図ってまいります。また、新たに専任の生活支援コーディネーターの配置を行い、高齢者世帯や認知症の増加に対応した日常生活の支援と、社会参加の推進を一体的に推進してまいります。

次に、地域教育施策については、タウンプロモーション、太子道の集い、その他のイベントへの参加を積極的に行いながら町の魅力発信をさらに充実させるとともに、飛鳥川広域観光協議会を初めとする広域連携を推進することにより、当該地域の活性化につながるものと考えております。

次に、安心・安全、生活基盤施策については、町管理の街路灯のLED化を進め、防災無線による情報伝達を確実にを行うための新たなシステム導入や、特定空き家等については判定基準を制定するとともに、空き家コンシェルジュの活用によりサポート体制の充実を図りながら、定住促進にもつなげてまいりたいと考えております。

最後に、協働・行財政施策については、タウンミーティングやワークショップを実施することにより、住民の皆様と町づくりの課題を共有し、協働の町づくりを進めてまいり所存でございます。また、行政の効率化を図るためにも、上水道事業における一部事務組合設立に向けた取り組みを初め、基金の有効活用や地方債の計画的な発行をもって財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、以上のように新年度においてもさまざまな施策を展開し、総合計画の6つの基本理念実現に向けて、三宅町の未来を見据えた町づくりを気概をもって取り組んでまいり所存でございます。

次に、複合施設整備に関するワークショップについてのご質問に回答させていただきます。

まず一つ、ワークショップは施設建設ありきで進められるのかについてですが、先日のワークショップにつきましては、もちろん、施設の建設がありきで進めたものではございません。そのような誤解が生じないよう実施したつもりでございます。特に職員には、質問があれば回答ができる範囲で行い、率先して意見を言うことで誘導と捉えられることもあることから、ファシリテーターにおいても、創造的な議論を促す役割のもと、教育的、指導的なアプローチをせず、参加者が主体的に気づき、発想できる環境づくりを主眼に置いたもので取り組ませていただきました。

ただ、今後は、先ほど森内議員の質問でもご回答させていただいたとおり、常時、人が行

き交い、にぎわいの場としての拠点とした複合整備の中に、よりよい環境づくりを目指した学童保育機能を含めた町民の皆様のさまざまな活動の拠点となる複合施設の建設を行うための基本計画の策定については、施設建設ありきでワークショップを行う方向でございます。

次に、さまざまな基礎データはどの時点でワークショップ参加者に示されるのかについてですが、こちら先ほどご回答させていただいたとおり、新年度はどの場所に、どの規模で、どのような構造で、さらに、どこまでの機能を有するべきなのかを引き続きワークショップ等を中心としたご意見を賜る手法を用いながら、年度中に基本計画を完成させる予定でございます。もちろん、その中で必要な資料については随時提示してまいりたいと考えております。

最後に、小学校の余裕教室等を活用し、学童保育、公民館的活用、役場の執務室等の複合的活用は選択肢の中にあるのかについてですが、それも一つのご意見として受けとめており、財政面を危惧する対応として既存公共施設の活用についても検討すべきであるとの認識もしております。

しかしながら、これから地域コミュニティーを活性化させ、住民自身が参画する住民主体による協働の町づくりを行っていくためにも、複合化施設として、地域課題の解決につながる場所、生涯愛される場所、住民が活躍できる場所の拠点の整備をすることは、本町の町づくりにおいて必要なことであると判断いたしました。今後も、住民の皆様には、協働の町づくりを推進するためにも、みずからが利用する公共施設に対して少しでも新しい地域ネットワークの芽が形成されるよう、本計画にかかわりをお願いしていくつもりでございます。

なお、複合施設の基本計画が策定された後も、地域の町づくりを支える力を育てるきっかけづくりの一つとして、ワークショップ等により住民の皆様との直接的な対話を大切にしている所存でございますので、本施設整備に対する方向性について何とぞご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 30年度の施策について、方向性、決意等を述べていただきました。幅広く行う必要があるわけですが、その中で私がやっぱり一番感じているのが住民参加の地方行政をやっていただきたいということでございまして、29年度におきましては、タウンミーティング1回、ワークショップ1回しか行われませんでした。30年度におきましては、もっとたくさんの住民との対話といいますか、住民の意見を聞く場が設けられるとは予想はしており、そう願っているわけですが、具体的には30年度はタウンミーティングなりワーク

ショップはどの程度行われるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） 今のところ、具体的にきちっとした数字は申し上げられないんですが、まずタウンミーティングにつきましては、昨年度は1回ということで行いましたが、最低でも2回以上ということでは考えています。それと、実現できるかどうかわかりませんが、大字別にもタウンミーティング、そういうようなお話し合いの場を設けられたらいいなということで、今は計画をしております。

ワークショップにつきましては、すみません、私は複合施設のことではしか申し上げられないんですが、大体5回程度は予定をさせていただいています。状況によって数が大きくなるかどうかわかりませんが、やはり何度かしなければ、さまざまな住民さんのお声を聞くことは難しく、内容についても検討を重ねていけないということから、それぐらいを考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 回数については、今、言っていたわけですが、実現を希望いたします。その中で、やはり住民と行政が協働という考え方を理解した上で進めていかなければ、この小さな自治体においては、お金も人も限られているということで、住民ができることは住民が行うという考え方を多くの住民に理解してもらわなければ、前には進まないと思います。それが協働という考え方だと私は理解しているわけですが、協働が行われることによる効果はどのように考えられていますか。

○町長（森田浩司君） 協働による効果の部分ですが、行政だけではできないような地域課題の多様化しているニーズに対してのきめ細かな対応ということが可能になってくるかというふうに考えております。また、衣川議員おっしゃるように、住民ですることというところも、もちろん最終目標はそういったところも目指していきたいとは考えております。その中で、まずは一足飛びにそこに行くというのはなかなか難しいことであると考えておりますので、しっかりと対話を重ねながら、情報の共有というところを進めていって、町全体でそのような方向を町民さんと一緒につくり上げていければというふうに考えております。

○6番（衣川喜憲君） 今、町長から伺ったように、一足飛びにももちろん住民はなかなか今までの行政頼りの体質から抜け切れないという実態は十分理解できますので、いろんな場を通じて、住民に対して町の財政の状況とか、将来の人口の件とか、いろんな情報を出すことに

よって、自分たちが動かなければ町はよくなるというようなことを理解してもらわないと協働は進まないと思いますので、いろんな場、タウンミーティングなり、ワークショップなり、あるいは地域集会なり開いていただいて、この協働の考え方を十分に浸透させていただきたいと思っております。

次に移らないと時間がなくなりますので、次に移ります。

ワークショップについてですが、先ほど町長の答弁の中では、施設建設ありきではないというように言われましたが、5つのワークショップのグループがあったわけですが、そのファシリテーター、業者の方ですけれども、住民からこれは建設ありきですかというふうな質問が出たとき、そうですと言うファシリテーターが何人かおられました。だから、そのあたりが一致されていなかったというところから、これはもうどこかに建てるんだなということを前提にした話し合いだと私は感じたわけです。

先ほど森内議員からも言われましたが、ああいったファシリテーター、進行役は職員でも私はできると思います。職員がそれぐらいの技量はやっぱり積んでいただきたいということです。今、森本部長のほうからは、ワークショップを五、六回というような答えをいただきました。十分にその場を活用していただきたいと思います。

質問ですけれども、小学校の今後の児童数の推移、10年後はどれぐらい推計的にはなるのでしょうか。クラス数はどれぐらいになるのでしょうか。

○教育長（澤井俊一君） 10年後の推移まではちょっと出生の数がわかりませんのでいきませんが、今現在ほぼ300なんですけど、この10年間で予想されるのは、二百三十、四十、もし下がったとしてです。ただし、ここへ来て、出生数も含めて児童数がそんなに落ちていっていないので、もしこのままある程度横ばいの状況になれば、200台でいくんですが、最悪の場合は200ぎりぎりのところにいく可能性も残っていると思います。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 200になりますと、クラスというのは各学年1学級になるのでしょうか。

○教育長（澤井俊一君） そうですね。200ぐらいになれば、そのときには1クラスということも考えられます。

○6番（衣川喜憲君） 仮に、仮のことは答えられないというのは、最近国会のほうでよく聞いていますけれども、1クラスとなると、余裕教室はどれぐらい出てくるのでしょうか。

○教育長（澤井俊一君） 現在2クラスずつですので、それが1クラスになりますので、少なくとも6学級については余裕教室になるかというふうに思っています。ただし、今、私が200を切る、切らないと言ったのは10年先の話で、これは全く未定の話です。最悪、それぐらいになる可能性もあるということを申し上げましたので、今こしばかりの状況でいくと、二百五、六十で落ちつくんではないかというふうにも思っております。特別支援学級の数が現在4学級ですけれども、これがどういうふうに動向していくのか。6学級ぐらいになるのかということも含めて考えます。

もう一つは、国が義務教育学校というのを法的に整備しました。今までは、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、こういう学校だったんですが、そこに義務教育学校というのを入れてまいりました。それは何かと申しますと、小学校と中学校を1つにした学校を義務教育学校と、いわゆる小中一貫学校というふうに捉えていただけたらいいんですが、これも学校として認めましょうというふうに国は動き出しましたので、いろんなところで、特に過疎地域については、小中一貫校を進めている地域もふえてまいりました。本町においても、10年後にどういう状況になっているかわかりませんが、そのときには、川西町ともそういう話が出てくる可能性はあるというふうには思っております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員、残り、まとめてもらって。

○6番（衣川喜憲君） 今、10年後、それは仮定の話です。そうならないように私は望んでいるわけです。人口が現状キープし、それ以上になるということを望んでいるので、現在の施策について、特に定住あるいは移住という方向に力を入れていただいて、そして町がこれ以上に活性化するという施策について、今からでもどんどんと進めていかないと、私が危惧する10年後には1クラスになりかねないというところですので、その点を踏まえて30年度ほどの施策をやっていくか、もちろん考えられて提案をいただいているわけですので、それを十分に進めていただきたいということを述べまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、2番議員、松本 健君の一般質問を許します。

2番議員、松本 健君。

○2番（松本 健君） ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

す。

過疎対策について2点伺います。

1点目、来年度予算において、過疎債を活用した過疎対策の内容及びその対策それぞれの具体的な数値目標をお示してください。

2点目、過疎の原因は何なんでしょうか。なぜ25年で20%もの減少となったのでしょうか。隣の田原本町は、同じ25年の間で増減なし。川西町は13%減、安堵町は15%減。奈良県全体で見ても1%の減少率です。

近隣の町と比べて、人口減少率が大きいのはなぜでしょうか。比較的環境の似通った近隣の町との比較をより詳しく行うことで、何かが見えてくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

昨年、平成29年9月に三宅町過疎地域自立促進計画が出されましたが、過疎の原因追求と対策の立案はその後も継続して行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。来年度の予算措置として、過疎の原因追求と対策の立案にどのように対処されるのか、所見を伺います。

なお、再質問は自席から行わせていただきます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の過疎対策についてのご質問にご回答させていただきます。

まず、1点目の過疎債を活用した過疎対策の内容及びその対策それぞれの具体的な数値目標ですが、本過疎対策事業は基本構想を基本理念とし、それぞれの計画と整合性を図りながら新年度計画をしたものでございます。

具体的には、ハード事業として、近鉄石見駅周辺整備事業、三宅1号線整備事業、社会資本整備総合交付金事業、交通安全対策事業、国営大和紀伊平野土地改良事業、三宅小学校空調設備設置事業に計1億6,240万円の過疎債を充当しております。

さらに、ソフト事業として、地域公共交通事業、UIターン促進事業、複合施設整備事業、防災計画改定業務、橋梁点検業務、橋梁長寿命化修繕計画策定業務、用途地域変更計画・調査業務、グローブ100周年事業、災害廃棄物処理計画策定業務、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金、心身障害者医療費助成事業、老人医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業に5,050万円の過疎債を充当し、過疎対策事業として計画しているところでございます。

なお、それぞれの具体的な数値目標については、各事業ごとそれぞれ完了目標を立てているものでございますが、各対策によりすぐに事業効果が見えるものではなく、現時点で人口減少現象から見た具体的な数値はお示しすることができません。

次に、2点目、過疎の原因はそもそも何であったのかとの問いでございますが、本町は昭和40年代の高度経済成長期の石見団地の宅地開発から、第2次ベビーブームの昭和45年から50年代にかけての東屏風地区、伴堂東地区等の宅地開発により、急激な人口増加が起り、その後、バブル経済期直後の平成5年には人口のピークを迎え、その後、徐々に減少傾向となっております。

さらに、近隣市町村と同様、若者の人口が減り続ける一方、老年人口は平均余命の延伸から一貫して増加を続け、平成25年には年少人口の2.16倍までふえています。

特に、平成25年度以降4年間のデータにて申し上げますと、総転入者数が914人、出生者が131人、総転出者数が1,015人、死亡者数が303人と人口が273人減少しており、平成10年度以降に徐々に減少している傾向と同様の傾向が見られることから、一般的な過疎原因と同じく、若年層の転出過剰による社会的減少要因とともに、未婚率の増加や晩婚化による出生率の低下や、高齢化からの若年世代の減少による自然的減少要因が影響しているものと思われます。

このことから、本町としては、基本構想の施策の大綱である、子育て、産業、福祉、地域教育、安心・安全と生活基盤、協働・行財政の6つの柱を基本とした町づくりを目指すことが、本町の自立促進を図るために急務であると考えます。

最後に、過疎の原因追求と対策の立案を今後どのように対処されるかとの問いですが、今年度完成を迎えます総合計画により、町が将来目指すべき姿として取り組みながら、今後は議員がおっしゃるように、近隣市町村の情報をさらに調査する中で人口減少の原因をより分析し、本過疎地域自立計画の活用から、立案と事業展開に活かしてまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） 再質問させていただきます。

質問のそもそもの背景は、今年度の予算策定において、過疎対策というのはかなり重要な課題ではないかという思いから、この予算の時期に質問させていただいております。過疎対策というものは、今回の予算策定の中でかなり重要なというか、最も重要な課題というふうに私は感じておりますが、町長はいかほどに考えられているでしょうか。

○町長（森田浩司君） 議員おっしゃるように、過疎対策というのは大変重要と考えております。しかし、過疎対策だけが全て過疎対策の対応というわけではございません。一般的に行っている施策も過疎対策につながっているものもありますので、全体予算が重要と考えております。その中で、議員おっしゃるように分析であったり、どこが効果的かという選択と集中をしながら、より効果的な予算配分というのが今後も重要視されてくるのかなというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） 答えにくい質問をして申しわけないです。

重要だという認識だけでも、それだけやっていればいいというものじゃありませんという解釈だと思います。先ほど衣川議員の質問なんかでもありましたけれども、協働の町づくり、声を聞くというのもすごく重要なことだと思いますけれども、こと、過疎対策については、もちろんいろんな案というのがあるでしょうけれども、どれがヒットするかはなかなか見きわめにくい、いろんなことをしなくちゃいけない。その中で、限られた予算を何かに注力して使っていかななくちゃいけない。そこはやっぱり町みずから、役場みずからいろいろ調べて、これをやるんだ、これに予算を集中させるんだというところを發揮していかないと、なかなか八方美人的など言っただけではいけないかもしれないですけども、ちょっといろんなことをやっているけれども、効果が出ないということにつながるんじゃないかなと思っております。

そういう分析をして何をやるかというのを決めていく中で、やはり、もちろんほかにもというか定常的ないろんなお仕事はあると思いますけれども、これは教育部門であったり、町づくりであったり、いろんなところが自分の部署ごとに、これはどういうふうに過疎の解消につながるのかというのを考えながら、一人ずつが案を出していただいて進めていくようなものではないかと思いますが、全町的に、役場の職員さんみんなが一丸となって過疎対策にどういう対策をとっていかというような動きをするような計画は、今、何か考えておられるでしょうか。

すみません、ちょっと補足します。例えば、職員さん100人おられる中で、一人一人が道を歩くごとに、ここをこうすれば人口がふえるんじゃないかなとか、そういうふうな提案があれば、やっぱり週1回でも月1回でも部の中で吸い上げるとか、部で吸い上げたものは全体会議とかで何か対策にとるとか、何かそういった具体的な、何か仕組みを定めて過疎対策に取り組むというようなこともあり得るかなと思うんですけども、そういった観点で、こ

れから先どういう分析をして、どういう対策につなげていくかというのがございましたら、コメントをお願いしたいです。町全体としての取り組みということです、役場全体の取り組みという。

○議長（植村ケイ子君） 副町長。

○副町長（北野勝也君） ちょっと非常に難しいというか、過疎対策に特化してというお話ではなくて、過疎の原因は何かという形から見ますと、やはり今まである過疎、三宅は今まで山間であったりという特異性の過疎ではないのかなというふうに考えています。アクセスが悪かったり、学校が遠かったり、病院がなかったりとかというところはありませんので、特に過疎、これがここに集中するとか、道路整備をするとかというわけではなくて、今までしている事業をどういうふうに過疎対策に生かしていくか、どういうふうに展開していくかということが大事になってくるのかなと思います。

その中で、職員間でその辺は会議を持つとか、今、松本議員がおっしゃられたような意見を吸い上げる場面であるとか、29年度に政策推進課、イノベーション推進部を発足しましたんで、その辺で職員から意見を吸い上げる職員提案をしていただくというふうな仕組みのほうも町内ではさせていただいて、それがまだ1年目になりますので、それが直接過疎対策につながるかどうかというのは今現状がわかりませんので、そういうふうな形でそれをもっと膨らませていくとか、充実させていって過疎、人口増、定住促進につなげていければいいのかなというふうな、今の現時点ではそういう考えでございます。

以上です。

○2番（松本 健君） ありがとうございます。

続きまして、ちょっと違う観点から質問させていただきますが、先ほど辰巳議員との間で、道路が5年しても余り変わっていないじゃないかというような話がありました。もしというか、多分、過疎の原因の一つには、道路事情というものもあると思います。道路事情を解消することが、仮に過疎で過疎対策の今300人を目指しているものに対して、何がしか、幾らか近づくんだというような目星をつけられたとした場合には、やっぱり予算として措置をするなり、人員を確保するなりして、県との対応を評価するとか、住民さんの理解を求めに走るとか、新たな町からの援助なり何なりを模索するとか、予算の措置こそ事業の進みぐあいを加速させる大きな対応だと思っておりますけれども、現状のままだと、今いる人員の中で、今やれる範囲で、2回話をしに行くところを3回にしましょうとか、そういう程度にとどまってしまう。やはり、町一丸となってめり張りをつけた予算執行で、どれを頑張るとい

な形をとらないことにはちょっと先に進まないんじゃないかなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○町長（森田浩司君） 議員おっしゃるように、道路の課題というのはもちろんあると考えています。そのために、今年度予算で1号線の5カ年をもちまして、1号線の道路整備というのを県の道路整備もあるんですけども、そこから先というところでもつながった道路ということで、田原本町のほうとも連携しながら、インターから東側につきましては2車線化を図っていきたいというふうに考えております。しかし、便利になればなるほど、通り抜けだけで終わってしまうという可能性もありますので、そこでは三宅町の魅力を知ってもらうこともあわせてしてもらうことで、住みたいと思ってもらう取り組みもあわせてしていくことが大切だと考えております。

そして、予算のめり張りの部分に関してですけれども、昨年度予算より今年度経常的な経費とかも見直しながら、事業も見直しながら絞り込みをさせていただきました。その中で、1号線であるとか、新規事業のところというところで、既存事業で増額しているところもございまして、そういったところでめり張りというところをつけさせていただいて、今年度予算ではめり張りというところをしっかりとつけさせていただいたかなと考えております。

○2番（松本 健君） ありがとうございます。

ぜひとも、最初の町長の回答の中に、個々の対策に対して、現時点で人口減少現象から見た具体的な数値はお示しすることができませんと。個々の事業に対して、これをやったから人口が10人ふえるとか、そういう数値は示すことはできないという回答をいただいております。それは、そういう数字を出すのはなかなか難しいだろうし、ごもっともなことだとも思うんですけども、ぜひとも、例えば道路を引くという場合にも、これは過疎対策につながっているんだと。人を呼び込めないとその事業のゴールではないんだというふうな観点で進めていただけたらなと思います。

同様に、複合施設に関しても、今回、過疎債を活用した案件がかなりたくさん出てきております。石見駅の駅前開発にも多分使われているでしょうし、インター周辺、小学校の空調、複合施設、グローブの100周年、それぞれがやっぱりそれだけが目的じゃないかもしれないですけども、三宅町にとってすごく重要な過疎化をとめる対策につながるべきものであって、グローブの事業で記念事業をやりましたというんじゃないなくて、それが人口増にどうつながりましたというところに最後は持っていけるような、もちろんそういう考えで進めていただいているんだろうと思いますけれども、やはり目先のものが一番重要になってきちゃいま

すんで、事あるごとにそういうふうな認識を役場内で共有していただいて、個々の事業に当たっていただくことが必要なと考えておりますが、何かコメントいただけますか。

○町長（森田浩司君） 議員おっしゃるように、来てもらうための対策というのももちろん重要視していきたいと思っています。しかしながら、町の中でふやす対策というのもあわせて取り組むべきかなというふうに考えております。その中で子育て支援施策の充実を図ることや、複合施設でよりよい学童保育の環境を整えること、そして、安心して産み育ててもらえるような環境をつくっていくことで、外からも来てもらい、中からもふやしていくことというのはあわせて取り組んでいきたいと考えております。

グローブ100周年につきましては、今、ふるさと納税のほうと連携しながら、地場産業のほうも売り上げが上がることによって、ふるさと納税の納税額が上がることによって地元への還元というところで、地元経済のほうにも還元できているという現状がございます。そうすることによって、地場産業の支援、地場産業の活性化というところにもつなげていきたいと考えております。この100周年を100周年だけでただ終わらすのではなく、この100周年を迎えたこの小さい三宅町でグローブの伝統的な技術が100年も続いていた、そういったことに子供たちも誇りを持っていただくようなこと、郷土愛につながったりとかというところのさまざまな観点に波及をさせていきたいというふうに考えております。

そして、この100周年を100周年事業として終わらすのではなく、グローブの町というブランドから、さらに次の100周年に向けて物づくりの町へと発展というところも目指していければというふうに考えております。そのためのさまざまな取り組みというのは、今後、職員も含めて住民さんからの提案も、こんなのしたらいいやないか、あんなのしたらええやないかというものもあると思いますので、それをしっかりと取り入れながら、三宅町の発展のためにどうしていったら、よそではないグローブをつくって100周年というのは全国世界中を見てもここでしかないので、この魅力というのを生かしながら、そういったところのさまざまな対策というところに今後つなげていければというふうに考えております。

○2番（松本 健君） ぜひ、町長の熱い思いはよく理解できましたけれども、それを職員さん皆さんで共有していただいて、最終的には人口減をとめるんだというのにどうつながっているんだろう、一個一個の行動がどうつながっているんだろうという形で進めていただけたらなと思います。

ちょっと最後に1点。現時点での人口減の分析の中に、もちろん人口減の理由には大きく分けて社会減というんですか、流入と流出の差がついたことで人口減になりましたというの

と、少子化というか、そのままいても人口が減っていくという人口減、社会減と何とか減というんですか、2種類あると思います。

今回、いろんな対策をとられる際に、例えば田原本町、川西町、やっぱり個々に三宅町は両方ともが原因ですというような何か書き方になっていますけれども、個々に調べていただいて、社会減に対してどういう手を打つのか。そういった形での分析をこれから継続的にやった上で、何か対策をとっていく必要があると思います。その際に、やっぱり臨時にお金なんか必要になるだろうし、できれば町の職員の皆さんの中から、これはこういう理由じゃないかというのを考えたとしたら、それを裏づけるための証拠を集めるなり何なりするところというのは、職員さん全部でやれるわけじゃないと思うから、それこそ専門家の力をかりるとか何かして進めていただければなど。何もなしで、どこかのシンクタンクに三宅町の過疎の原因を調べてくださいとかといってぼんと投げるんじゃなくて、職員さんみずから考えた上で、それに積み重なるような外部の使い方、そういうふうなものを来年度の予算措置として何かとられていたらなというふうに思ったんですけれども、何も今の時点でなかったとしても、いろんな実現の仕方はあると思いますんで、そういったことについてどういったお考えをお持ちか伺わせていただけますでしょうか。

○町長（森田浩司君） 確かに、議員おっしゃるように政策に対してのエビデンスの必要性というのは私自身も大変感じているところです。そのエビデンスを構築していくためにも、調査研究というところの予算というのは、今後、重要になってくるというふうに感じております。ただし、議員おっしゃるように丸投げではなくということもありますので、しっかりとどういところで、どういった効果が欲しいというのもやはり内部でもしっかりと議論をして、調査研究というところに向かっていかなければならないと思いますので、まだまだスタートしたところです。不十分かもしれないですけども、一步一步そういう形でできていくよう、行政としても今後努力を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

昨年12月議会終了後に、ことしの4月から国民健康保険が県単一化されるに伴い、三宅

町の国民健康保険税がどのようになるのか、試算が公表されました。この試算によりますと、平成36年までに1人当たり平均して、保険税が2万3,000円引き上げられることになっています。県の国民健康保険運営協議会の運営方針や参考資料を見ましたが、医療費の高騰だけで住民の所得については触れられていません。三宅町の国保運営協議会では、住民の所得のことについて検討されたのでしょうか。また、12月、県から平成30年度の納付額と1人当たりの保険料についての試算が届いていると思いますが、どのようになっていますか。町長の所見を伺います。

次に、近鉄石見駅前整備についてお聞きします。

石見駅は、駅係員の無人化計画が平成24年11月に計画され、既に5年の歳月が過ぎました。近鉄の駅係員の配置は、乗降客が3,000人を超えれば配置すると最初は言っていましたが、これに変わりはないのでしょうか。町の対策はどのようになっていますか。

現在、三宅町は駅前整備を行って、ターミナル等の建設を行っています。これも平成30年度にはめどがつく状態であります。三宅町と近鉄との交渉記録を見てみますと、西口に改札口をつくってもよいと近鉄側は表明しているようですが、本町としての姿勢はどのようになっていますか。また、現在工事中の町道2号線、西側の拡張はどのような計画になっていますか。町長の所見を伺います。

次に、入学児童生徒学用品の入学前支給実施のことについて聞きます。文科省は、2月8日に昨年6月時点で調査を公表したその結果、2016年度以前から実施している自治体は、小学校89、中学校162、17年度実施予定の自治体は、小学校622、中学校856となっています。奈良県では、2016年小学校は上牧町、王寺町、河合町が実施。中学校は奈良市、上牧町、王寺町、河合町が実施となっています。17年度に実施予定は大和高田市ほか、15つの自治体となっています。三宅町は、前倒しを検討されていないのですか、町長の所見を伺います。

以上で、一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問させていただきます。

以上で終わります。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員のご質問につきましては、私より石見駅前整備について、入学児童生徒学用品の入学前支給実施についての2点の回答をさせていただき、続いて、国民健康保険についてのご質問は住民福祉部長が回答させていただきます。

それでは、池田議員のご質問にご回答させていただきます。

近畿日本鉄道株式会社様の方針で、乗降客数が基本的に3,000人未満の特殊要因のない駅

を対象に駅係員の無人化を進められており、石見駅でも平成25年12月より無人化になりました。乗降客が3,000人を超えれば配置すると最初は言っていましたというお話について、町は直接近畿日本鉄道株式会社様からは聞いておりません。

町の対策といたしましては、平成27年9月及び12月議会で、池田議員に回答させていただいたとおり、石見駅前周辺整備により町の活性化を図り、同時に企業誘致を進め、石見駅の乗降客数の増加を図り、地元住民の皆様と力を合わせて近鉄へ駅係員無化解消の要望を行ってまいりたいとの方針を継続してまいりたいと考えております。

石見駅西側の改札口については、平成28年9月議会で松田議員に回答させていただいたとおり、西側改札口設置等に伴う工事費用として約1億円、新たに設置する西側券売機及び改札機等の点検費用として毎年100万円弱、さらに、それらの機器等の更新費用として、7年ごとにおよそ5,000万円弱を町が負担することとなりますので、今後、企業誘致等により、駅乗降客数の増加を図り、財政力強化を図った上で、駅西側への改札口の設置を検討してまいりたいと考えておりますとお答えしたとおりです。あわせて、より安価な方法で設置が可能かどうかの検討もあわせてしてまいりたいと考えております。

また、町道三宅2号線の西側の道路拡幅に関しては、課題の一つとして検討してまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 町長、もう一つ。

○町長（森田浩司君） 次に、入学児童生徒学用品の入学前支給実施についてのご質問にお答えします。

三宅町におきましても、就学援助費として新入学の児童生徒の学用品の援助を行っておりますが、所得認定等の課題から、入学前支給につきましては、現在実施いたしておりません。

議員ご指摘のとおり、これまで独自の取り組みとして、入学開始前の援助を実施している市町村もございました。このような状況の中、平成29年3月、文部科学省からの通知も踏まえまして、現在、既に実施している他市町村の状況を参考に検討しているところであり、来年度以降、早い時期での実施につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 池田議員の国民健康保険県単位化の対応について答弁させていただきます。

平成30年度の奈良県が算定する納付金の必要額を定めるための所得については、県内市町

村の総所得の実績値を集計し、それぞれの市町村の所得に応じて、必要保険料の総額を案分する所得シェア部分と、被保険者数及び世帯数により案分する被保険者シェア部分の所得シェア部分について反映されています。

平成36年度においては、この数値から被保険者数の増減を推計して所得を推計しており、所得水準は公平に反映されていると考えております。

平成30年度の納付額と1人当たりの保険税につきましては、1月末に県が算定し、示された額がそれぞれ1億6,428万4,683円、9万2,243円ですが、納付金に関しましては、この額に一般会計から繰り入れする基盤安定負担金の支援者分968万6,000円と保険財政安定支援分810万7,000円等を加算した額を納付することとなっております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、池田議員。

○9番（池田年夫君） まず、石見駅前のことなんですけれども、実際に今までの答弁の中でも言われている乗降客をふやすために、工業の誘致などを考えているということなんですけれども、具体的にふやすためにどうしていくのかということになると思います。それと同時に、近鉄自身は無人化するためにどういう理由で無人化したのか、その原因については聞いておられるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 無人化に対して、当初近鉄からお話がありましたのは、当然、会社の事業の体制、要するに赤字経営になっていくと予想されるので、他社鉄道事業者も行っておることから行わせていただきたいということでお話がありました。具体的な乗降客数の増減は、現在、ちょっとまだそこまでは私ども考えておりません。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） この近鉄自身が無人化するときに、共産党の地方議員団として近鉄とも交渉したんですけれども、そのときに近鉄自身がバリアフリーという法律をもとにして、3,000人以下のところはバリアフリーをやらなくてもよいというようなことを盾にして、それ以上のところをバリアフリーやるんだということで、3,000人以下やったら無人化してもいいというような解釈のもとで、近鉄自身はそういう無人化の計画というんですか、それを進めてきたという経過もあるんです。そういう中で、やっぱり乗降客をふやすために、町として具体的にどうしていくのかということ計画して、先ほどの過疎化の問題もありますけ

れども、それも含めて検討していくということがやっぱり望まれるということと同時に、やっぱり一刻も早く無人化をなくして、乗降客の安全を図っていくということが望まれるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○町長（森田浩司君） 乗降客の増加の部分なんですけれども、先ほど、最初の回答でもお答えさせていただいたとおり、企業誘致等を行いながら増加というところを図っていきたいというふうに考えております。そして、安全性の部分ですけれども、30年度予算で歩道踏切の拡張というのをさせていただきたいというふうにご提案させていただいております。それを早急に対応することで、安全性の確保というところも早急に図ってまいりたいと考えております。

○9番（池田年夫君） 駅係員の無人化についてはどのように考えておられるんですか。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 当然、無人化は好ましくないとはわかっております。ただ、先ほど申しましたとおり、他鉄道事業者のほうは、既に5,000人、8,000人で無人化の事例があると。それによって事故が起こっているという経緯がないという近鉄さんの説明がありました。三宅町が3,000人以下の乗降客数でありますけれども、近鉄側はさらに今後、その数値を上げてくる可能性があるということをちょっと報告させていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の答弁で、具体的に町として、駅係員を配置するために、どのようにはいっばい努力をしていくのかということが全然感じられないんです。だからこそ、駅係員を配置して、乗降客の安心・安全を図っていくという姿勢を今後も続けていくということが望まれるのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○町長（森田浩司君） 乗降客数をふやすことにより、駅員の配置というのは近鉄という会社の方針の中で出てくるかなと思いますので、乗降客数をふやす努力ということで、企業誘致などをしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○9番（池田年夫君） 近鉄駅係員についても、近鉄と今後交渉をやっぱり続けていくことが求められるのではないかというふうに思います。西口に改札口を設けるということについても、今後、やっぱり交渉を続けていくと、町の予算を安価にするためにどのようにしたらいいのかということなどについても、近鉄と交渉を今後やっぱり続けていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○町長（森田浩司君） 一番最初の回答でも今お答えさせていただいたとおり、より安価な方法を模索しながら交渉のほうも設置のほうも検討していくというふうに申し上げているとこ

ろでございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 次に、国民健康保険のことについて聞きますけれども、県単一化になって、国のほうが県単一化するという法律ができた時点で、国の方針は3,400億円を追加的公費投入等による財政基盤強化により、実質赤字の解消や保険税の伸び幅の抑制が期待されるとして、被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果があるというように言っています。政府に言っていることと、今回の保険税引き上げについての整合性について、具体的に説明してください。

○副町長（北野勝也君） ちょっとご確認をさせていただきたいんですけども、池田議員のご質問につきましては2つかなと思っています。運営協議会で住民所得について検討されたかどうかというところと、県からの通知の内容はどうであったかというふうなご質問を通告いただいているというふうな認識をさせていただいております。それで、部長のほうが答弁させていただきました。それについての再質問というふうな形で今のご質問は私とはとれないんですけども、これは回答させていただいてもよろしい。理事者側といたしましては、可能な範囲で回答する準備はしているつもりなんですけれども、通告制をとっているという形の中で、そういうご回答させていただくつもりはあります。させていただけるのであれば。

○議長（植村ケイ子君） 回答していただけるでしょうか。

○町長（森田浩司君） そうしましたら、担当部長のほうから答弁のほうさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 奈良県におきましては、財政支援の拡充分について、平成36年度までに計画、段階的に保険税の改定が行われるために使用されております。一般会計からの法定外繰り入れ、基金の取り崩しや前年度繰越金の投入により毎年の会計を維持していた国保会計において、その投入分を解消することは、保険税の急激な上昇を招くこととなります。三宅町において、平成28年度に例えてみれば、実質単年度赤字を解消するには、1人当たり2万円以上の国保税の改定が必要となってまいります。この上昇をできるだけ抑える激変緩和措置に財源は使用されております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、ご理解していただいて、次の質問に入っていただけますか。

○9番（池田年夫君） 今の質問については、後の予算委員会なり常任委員会などについてただしていきたいというふうに思います。

国民健康保険税が実際にことし4月から改定になって、保険税が引き上げられるということなんですけれども、本町の国民健康保険の被保険者の年間の所得が200万円以下という人たちが82.43%も占めておられるわけです。そういう中で、このような中で2万3,000円も6年後までですけれども、引き上げられるということになれば、一層滞納する人たちがふえてくるのではないかというふうに思うんです。国保税の滞納ですけれども、平成28年度で単年度で328万8,873円、そして29年度では225万6,860円となっています。これ以上保険税が引き上げられたら、もっと滞納者がふえるのではないかというふうに思いますけれども、その対策はどのようになっているのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 国民健康保険税の滞納額と世帯数につきましては、平成24年度では605万6,960円、世帯数にしまして103世帯、平成25年においては464万876円、世帯数にいたしまして53世帯、平成26年度では351万4,860円、46世帯、平成27年度は328万8,873円、39世帯、そして、平成28年度では225万6,860円、30世帯と金額、それから世帯数ともに減少はしております。

納付に関しまして、相談をしていただくことによって、申告により税の軽減を受けられることの案内や、社会保険の適用あるいは扶養手続の可能性などを探り、月々のご負担が重い場合には分納のご相談をさせていただくなど、今後もこれまで以上に被保険者の負担の軽減のために相談や徴収の事務に取り組み、滞納をふやさない努力を続けてまいる所存でございます。

以上です。

○9番（池田年夫君） 今、部長の答弁の中でも明らかなように、確かに滞納金額と世帯数というのは減ってきておりますけれども、片一方で徴税攻勢というんですか、税を厳しく取り立てていったということにもあらわれているのではないかというふうに思います。

このように、今、若年層も含めて住民の所得自身があふえないという経済情勢の中で、毎年3,000円以上まで引き上げられていくと。今明らかになったのでは、36年度までに県の方針で2万4,278円の引き上げということにもなっているわけです。これに対する具体的に町として、そういう所得の低い人たちへの対策をどのようにしていくのかということについては、どのように考えておられるのでしょうか。

○住民福祉部長（中田 進君） 基金を活用することにより、毎年度被保険者負担額の引き上げは行わず、引き上げの翌年度については据え置きをする方針であります。被保険者の方の負担軽減を図っていくものと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） ご理解いただけましたか。

○9番（池田年夫君） 今回の答弁でも、結果的には実際に6年後に2万4,273円引き上げていくということになるわけです。だからこそ、今までも奈良県でも一般会計からの繰り入れを行って、保険税を定額に抑えているという自治体もあるわけです。三宅町は今までも一般会計から経費については繰り入れをしていたわけでありましてけれども、保険税をやっぱり引き下げるためにそういう措置はとってこなかったという経過もあるんですけれども、具体的に奈良県では、どのような自治体が一般会計から繰り入れされていたんでしょうか。

○住民福祉部長（中田 進君） 奈良県国民健康保険の運営方針、この資料編によりますと、平成28年度において県内の2市、それから2村が保険料上昇抑制を目的とした繰り上げを行っております。なお、奈良県は、平成30年4月より保険税の上昇抑制のため、一般会計から法定外繰り入れを行うことを禁止する予定であることが報道されております。この方法による保険税の上昇抑制はできないものと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 保険のほうの質問、続きますか。あと2分ほどしかないけれども。

○9番（池田年夫君） もう一回だけ。

○議長（植村ケイ子君） どうぞ。

○9番（池田年夫君） 県のほうでは、そういう一般会計からの繰り入れとかそういうのは考えられていないということなんですけれども、するなということなんですけれども、実際にそういう低所得者の人たちの生活そのものを維持していくと。そして、住民の健康を守っていくという観点から、社会保障の一つとして国民健康保険という制度があるわけですから、その観点から、やっぱりそういう住民の生活を守るために、何らかのそういう、ただ保険税を引き上げるという観点だけではなくして、もっと引き下げるために、あるいは今の現状を維持していくためにどうしていくべきかということを考える必要があるのではないかとということを描いて、一般質問を終わります。

○議長（植村ケイ子君） 入学児童生徒の分の再質問はもういいですね。

池田年夫君の一般質問を終わります。

これで、本日の定例会に通告をされました一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、9日より22日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、3月23日の金曜日、午前10時より再開いたします。ただいま各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案については、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

（午後 0時12分）

平成30年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成30年3月23日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬角清司	松本健	森内哲也
辰巳光則	松田晴光	衣川喜憲
植村ケイ子	川口靖夫	池田年夫
辰巳勝秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	北野勝也
教育長	澤井俊一	みやけイノベーション推進部長	森本典秀
総務部長	岡橋正識	健康子ども局長	宮内秀樹
住民福祉部長	中田進	教育委員会事務局長	東浦一人
まちづくり推進部長	江蔵潔明	会計管理者	岡本豊彦

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	乾輝男	モニター室係	長谷川淳
モニター室係	大西紗友子	モニター室係	小西魁人

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

2番議員 松本健 3番議員 森内哲也

平成30年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成30年3月23日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 特別委員長及び常任委員長報告

(1) 予算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

追加日程第1 議案第28号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第5回補正予算について

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。

2分ぐらい早いんですけれども、おそろいようですので始めたいと思います。

平成30年3月三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、特別委員長及び常任委員長報告についてを議題とします。

去る3月8日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月9日と12日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、松田晴光君。

○予算審査特別委員会委員長（松田晴光君） 議長のお許しを得ましたので、ただいまより予算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る3月6日の第1回定例会本会議に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました平成30年度三宅町一般会計予算案を初め、各特別会計等予算案5件について報告いたします。

国における平成30年度予算案の総額は97兆7,128億円と、前年度当初予算比で2,581億円の増加となり、6年連続で過去最高を更新しております。そして地方財政においては、一般財源総額について平成29年度を400億円上回る62兆1,150億円を確保されたものの、地方交付税は前年度よりも3,200億円少ない16兆85億円となっております。今後も交付税の減少が見込まれる中、国の施策の変化による地方財政への影響がますます懸念されるところであります。

このような中で、本町の財政状況を平成28年度決算においては、経常収支比率、前年度よりプラス9.9%の92.7%となり、県平均97.4%を下回っておりますが、全国平均92.5%を上

回っているところであります。また、これまでの着実な基金積み立てにより、財政調整基金、公債減債基金については、平成30年1月末現在で、合わせて15億6,500万円となっております。また、公共施設等整備基金等の積み立てを合わせると、現在高は21億5,800万円となっており、財政健全化法による実質公債費比率は前年比1.4%増の3.7%、将来負担比率については9.1%増加し25.1%となり、普通交付税等の一般財源が年々減少傾向にある中、町財政については現在は健全段階にあるものの、財政力指数は0.29と依然として弱い財政基盤であり、自主財源の町税等においても大幅な増加は見込めないことから、企業誘致や雇用促進による生産人口の流入促進などの施策を打ち出すことにより税収基盤の確保を図っていかない限り、町財政はなお引き続き厳しい状態であると言えます。

本町の平成30年度の予算編成におきましては、三宅町総合計画基本構想における大綱に基づき、計画的な行財政運営を着実に推進することを基本方針とし、町財政の健全化、安定化に向け、全ての事業において創意工夫のもと、経常的な経費の抑制に取り組みつつ、柔軟な発想による自発的な事業立案を積極的に行い、限られた財源を適切かつ効率的に活用し、あわせて三宅町過疎地域自立促進計画に基づく関係事業に係る優先度の高い事業について、過疎対策事業債の有効活用を行い、住民の生活環境や子育てなどの教育振興、地域包括ケアシステムの充実など高齢者福祉施策の強化、産業の振興などの地域振興策を計画的に展開していくための予算措置が行われております。

議案第1号 平成30年度三宅町一般会計予算案は、総額35億4,000万円となり、対前年度比としましてマイナス約3.5%、1億3,000万円の減額となっております。

まず、歳入については、主なものとしたしましては、款1町税で6億1,086万6,000円で、個人町民税及び固定資産税、町たばこ税が減収となっており、前年度に比べ225万4,000円の減額となっております。

款2地方譲与税は、自動車重量譲与税ほかで2,067万3,000円で6万8,000円の増額となっており、款3利子割交付金等おのおの各交付金で、前年度より191万8,000円減額の1億400万6,000円、地方交付税は15億6,481万1,000円の収入が見込まれております。

款11分担金及び負担金では、幼稚園保護者負担金、予防接種ほか各種検診負担金、中学校負担金等で6,893万6,000円、款12使用料及び手数料では、道路占用料、町営住宅使用料、住民登録手数料、指定ごみ袋売払手数料等を合わせて4,528万3,000円の収入が見込まれております。

款13国庫支出金では、負担金、補助金、委託金を合わせ3億3,869万5,000円が、款14県支

出金では、負担金、補助金、委託金を合わせて1億5,812万8,000円が見込まれております。

款15財産収入では、基金利子並びに土地売却収入を合わせ930万8,000円が見込まれ、款16寄附金ではふるさと納税3,100万円を含め3,100万1,000円が見込まれ、款17繰入金については1億8,038万3,000円が見込まれております。

款18繰越金は昨年度同様の1,000万円が、款19諸収入では、地域社会振興財団助成金、職員駐車場使用料等を合わせ2,791万4,000円、款20町債では、臨時財政対策債、過疎対策事業債並びに各事業債の借入れ予定額を含め、3億6,998万6,000円が見込まれております。

次に、歳出について、款1議会費は、議会運営関係、議員及び職員人件費並びに県外研修を合わせ、6,737万9,000円が計上されています。

款2総務費では、電算システム保守運用経費に加え、各種保安管理委託、地方公共交通事業、ふるさと三宅創生事業、UIターン促進事業、地域コミュニティー事業、複合施設整備事業などに係る所要の経費を含め、6億8,831万2,000円が計上されております。

款3民生費は、心身障害、高齢者、ひとり親医療費助成事業、乳幼児等の医療費助成事業、町や専門機関と地域住民や地域福祉活動団体、ボランティアなど地域にかかわる全てのものが協働して、支援を必要としている人を支える仕組みづくりである地域福祉計画策定業務並びに高齢者対策として生きがいと健康づくり、在宅福祉事業、介護保険特別会計繰出金に係る経費を、また児童福祉では、児童手当、児童虐待防止対策事業、認定こども園施設管理運営、放課後児童健全育成事業に係る経費などを合わせ、10億8,566万2,000円が計上されています。

款4衛生費は、各種がん検診等健康増進事業、予防接種等健康対策に係る経費、乳幼児健診等の母子保健事業、あざさ苑の指定管理、国保中央病院負担金及び大規模災害時の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため三宅町災害廃棄物処理計画を策定する経費や、ごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係経費、上但馬火葬場廃止に伴う経費、2億5,084万4,000円が計上されております。

款6農林水産業費では、農業用施設維持管理の適正化促進に係る経費、農産物推進に係る経費、新規就農支援事業などで4,167万8,000円、款7商工費では、グローブ100周年記念事業関係経費や商工振興に係る各種負担金、特産品推進並びに観光促進に係る経費で606万4,000円、款8土木費は、石見駅周辺整備事業、道路・橋梁、交通安全施設等の維持管理経費、町営住宅管理経費、公園管理経費、空き家対策経費、企業立地促進のための経費などで5億7,350万8,000円が計上されております。

款9 消防費は、災害に強いまちづくり事業、防災、災害対策関連経費、消防団員活動経費、奈良県広域消防組合負担金を合わせ、1億8,037万3,000円が計上されています。

款10教育費は、教育委員会・学校等の運営経費、公民館等社会教育施設管理経費、社会教育活動経費、文化財保護費並びに保健体育活動費、人権教育費など、合わせて2億3,702万1,000円が計上されています。

款12公債費については、地方債の元金、利子を合わせ3億7,729万2,000円が計上されています。

それでは、3月9日と12日の2日間にわたり行いました予算審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、先ほど説明いたしました議案第1号の審査経過についてより申し上げます。

イノベーション推進部では、広報みやげ、地方創生事業、三宅町タウンプロモーション事業、UIターン促進、地域公共交通事業、特に複合施設整備事業においては、基本計画案の作成に当たり、今後のワークショップをたたき台とし、計画案を作成されるプロセスについても透明化を図り、また、アンケート調査・ヒアリング等の情報提供を含め、合意形成プロセスの見える化を行っていただくことを期待し、また、町づくり協働推進事業についても、複合施設整備事業同様に、今後の進め方についてやタウンミーティングやワークショップの予定する開催回数などの質疑を行いました。

次に、出納室並びに総務部関連では、源泉所得税徴収不足に係る返還金、職員の人件費や適正人員について、ふるさと納税推進事業、財産管理費における公共施設維持管理経費について、災害に強い町づくり事業、消防・防災費における防災行政無線やJアラートに関することなどについて、人権問題啓発活動推進本部に係るそれぞれの事業経費について、職員の研修・教育、個人町民税の件数や徴収率の増減についてなどの質疑を行いました。

引き続き、まちづくり推進部関係の質疑として、三宅1号線道路整備事業、企業立地促進事業では、これまでの問い合わせや問い合わせ企業に対しての継続したアプローチ、近鉄石見駅周辺道路整備事業、町営及び改良住宅、特産物推進事業におけるサトイモ焼酎の販路拡大について、新規就農支援事業、また、屯倉ブランドと食の連携によるしごと創出事業では、経営支援に係る委託内容について、キッチンカーの利活用やフードフェスティバルについて、グローブ100周年記念事業についての事業内訳、農地費におけるため池管理の状況について、空き家対策事業、空き家コンシェルジュについて、交通安全対策事業では、街路灯のLED化について、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合では債権の残高や件数や今後の見通

しについて、指定ゴミ袋などの質疑を行いました。

続いて、住民福祉部関係については、総務補助金におけるマイナンバーカードの発行数、各種事業の過疎対策事業債への財源充当について、住民基本台帳費におけるシステム改修、諸収入における雑入の内訳について、心身障害者医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業、老人保護措置事業における、措置者数及び入所判定委員会のメンバー構成について、介護人材確保支援事業についてなどの質疑を行いました。

次に、健康子ども局関係の質疑として、民生補助金、社会福祉町単独事業における新規事業の予算内訳について、社会福祉施設等管理運営費について、地域生活支援事業、障害児支援事業、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における給付の内容等について、みやけ育児・育自・育地子育てプロジェクト事業の支援グループへのリーダーの育成状況や団体数について、健康増進事業、子育て支援センターにおいては、年間の利用者数、認定こども園施設管理運営事業についてなどの質疑を行いました。

次に、教育委員会関係の質疑として、事務局費において、現状での三宅町教育行政やリーフレット作成の原案及び、幼稚園・小学校・中学校との連携について、中学校費における就学援助費について、学校管理費における個々の予算内訳、全体的な予算増の理由など、文化ホール使用料について、社会教育総務費関連においては、とりわけ成人式に係る費用やその行い方、人権教育費関連では、地域人権学習リーダー育成事業における指導者の育成状況、新しい人権教育事業の取り組みと構築はできないのかなど、学校地域パートナーシップ事業、公民館における分館図書室運営補助金、保健体育総務費におけるスポーツ団体等への各種補助金交付について、地域事業への参加について、アノ山古墳発掘調査、また、全体として、今後の団体への各種補助金のあり方について分析検討してはどうかなどの提案も含め、質疑を行いました。

結果につきましては、総務建設関連と福祉文教関連ごとにそれぞれ採決を行いました。が、全体として、議案第1号 平成30年度三宅町一般会計予算について、本委員会は賛成多数で原案どおり承認いたしました。

次に、議案第2号 平成30年度三宅町国民健康保険特別会計予算案について、歳入歳出では7億8,800万円の予算計上となり、対前年度と比較して約19.6%の減額となっており、特定健診事業において、国の目標受診率について、特定健診業務に係る、健診回数・受診項目、電算システムの内訳について、また、県単位化による国保業務の事務軽減についてなど、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第3号 平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で1億2,313万8,000円の予算計上で、対前年度と比較して11.6%の増額となっており、脳ドック・人間ドック助成事業などについての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第4号 平成30年度三宅町介護保険特別会計予算案について、歳入歳出予算で7億4,000万円の予算計上で、対前年度と比較して約4.5%の減額となっており、介護保険料及び介護認定者数の推移について、各種介護サービスの利用者の推移や分析、第7期介護保険事業計画について、生活支援コーディネーター配置事業等についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

続きまして、議案第5号 平成30年度三宅町公共下水道事業特別会計予算案については、歳入歳出予算で3億1,800万円の予算計上となり、対前年度と比較して17.5%の減額となっており、下水道の普及率などについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第6号 平成30年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入は1億8,365万5,000円で、支出は1億8,144万6,000円、また、資本的収入で4,758万円、支出では6,339万2,000円の予算計上が図られ、資産減耗費の内容については、固定資産購入費の必要性についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

以上が、特別委員会に付託を受けました平成30年度予算6議案についての概要であり、予算執行に当たっては、補助金の活用など効率的な執行管理に努めていただくように要望し、慎重審議を行いましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議員各位におかれましては、何とぞよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終了いたします。

○議長（植村ケイ子君） 続いて、3月16日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、辰巳光則君。

○総務建設委員会委員長（辰巳光則君） それでは、総務建設委員会報告をさせていただきますと思います。

去る3月8日、第1回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、16日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第7号 平成29年度三宅町一般会計第8回補正予算案について、歳出のうち、イノベーション推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費では、広報の制作業務委託業者の入札等による委託料85万5,000円の減額、目4企画費では、地域公共交通事業における決算見込みにより、負担金補助及び交付金で187万4,000円の減額。

総務部関係では、款2総務費、款3民生費、款4衛生費、款10教育費の人件費において、当初予算確定後の人事異動等に伴う人件費の過不足調整として3,979万2,000円の減額、目1一般管理費で、新公会計制度適応に対する財務会計システムの更新に伴い、安堵町との連携したクラウド化を共同で行うことにより導入コスト等の削減を行うなど、その他保険料、使用料、その他委託料、備品購入費合わせて1,224万8,000円の減額、目3財産管理費では、公共施設等の整備に充てるための基金に積み立てるため、公共施設等整備基金積立金3,793万3,000円の増額、目4企画費では、機器設定等の入札による電算事務委託料、備品購入費等の経費を含め2,285万8,000円の減額、目8財政調整基金では、過疎対策事業債返済費用に充てるため、公債償還基金積立金3,714万円の増額。項2徴税费、目1税務総務費では、手数料、電算事務委託料等合わせて178万円の減額であります。項4選挙費、目4衆議院選挙費では54万6,000円の減額補正がされています。

まちづくり推進部関係では、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費で、指定ごみ袋の入札による差金が生じたことにより、備品購入費を含め212万3,000円の減額補正がされています。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費で、現農地台帳システムの運用がそのままできることにより、電算事務委託料を含め114万5,000円の減額補正がされています。

款8土木費、項2土木橋梁費、目1道路維持費では、三宅50号線の境界画定、地図訂正の未執行分により事業関係役務費を含め380万円の減額。目2道路新設費では、工事請負費等で請負差金により、合わせて1,662万1,000円の減額補正がされています。

項3都市計画費、目1都市計画総務費では、都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備において、平成29年度において用地買収のめどが立っておらず、1,252万2,000円の減額。目2都市下水路費では、事業関係委託料を含め124万6,000円の減額、目4下水道費では、公下会計繰出金95万1,000円の減額。

項4まちづくり費、目2石見駅周辺整備費では、工事請負費等で請負差金により2,022万7,000円の減額、目2企業立地促進費では、国による交通量調査や土地鑑定の請負差金等により60万7,000円の減額補正がされています。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、耐震ブレーカー補助の申請件数が当初算定より少なかったことにより111万5,000円の減額補正がされています。

款12、項1公債費、目1元金では、償還金220万円の減額、また、目2利子では、償還金390万円の減額補正がされています。また、繰越明許費では、公共施設耐震化事業費517万円、上但馬火葬場煙突及び火葬炉解体事業費1,490万7,000円、交通安全対策事業費503万5,000円、社会資本整備総合交付金事業費3,273万4,000円、近鉄石見駅周辺整備事業費6,613万円が計上されています。

続いて、歳入におきましては、款1町税では、個人町民税現年課税分3,139万3,000円が増額補正されています。

款10交通安全対策特別交付金では、1万円が減額されています。

款12使用料及び手数料では、墓地永代使用料14万円が増額補正されています。

款13国庫支出金、項2国庫補助金では、耐震関係補助金45万3,000円が減額、社会資本整備総合交付金事業補助金4,072万5,000円が減額されています。

項3国庫委託金では、衆議院議員選挙事務委託金54万6,000円の減額補正がされています。

款14県支出金、項2県補助金、目6土木補助金では、耐震関係補助金16万2,000円の減額補正がされています。

款17繰入金、項1基金繰入金では、財政調整基金繰入金減額及びふるさと納税基金繰入金減額を合わせて5,855万3,000円の減額補正がされています。

款19諸収入、目1雑入では、平成28年度山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金等の負担確定に伴い103万9,000円の減額補正がされています。

款20町債、目1総務債では、過疎対策事業債、ハード・ソフト合わせて760万円の減額、目7土木債では、石見駅前周辺整備事業の公共事業債1,420万円の減額、社会資本整備総合交付金事業の公共事業債で670万円の減額、合わせて2,900万円の減額補正がされています。

以上が一般会計第8回補正予算案中、人件費全般について、社会資本整備総合交付金事業に係る交付補助率について、個人住民税の増額要因などについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第11号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計第3回補正予算については、歳出において、目1一般管理費では、当初予算確定後の人事異動等に伴う人件費の過不足調整として157万2,000円の減額、保守点検業務の確定により70万2,000円の減額、目2公共下水道整備費では、事業完了及び執行見込みによる657万7,000円の減額補正がされており、本

委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

歳入については、繰入金で一般会計繰入金95万1,000円の減額、町債では下水道事業債790万円の減額がされており、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、平成29年度に引き続き、平成30年度においても手当の額を除き、町長、副町長の給料額を減額するため、町長は給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とし、副町長と教育長は給料基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とすることを定めるための改正案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第22号 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の制定については、三宅町が発注する委託業務のうち、価格のみによる競争では初期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合、企画力、技術力等において対象業務にふさわしい業者をプロポーザル方式により選定するための委員会の設置、運営等に関し必要な事項を条例に定めるものであり、事業者選定委員会の構成や調査審議内容の透明性の担保などについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会に係る委員報酬額を制定するためであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第24号 近鉄石見駅周辺道路整備工事（2期）請負契約の変更の締結については、地方自治法による議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する規定により議会の議決を必要とするため、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第26号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定案については、公共下水道の管理及び使用について、不適正排水の排除を図るため、届け出義務を規定するためのものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定については、公共下水道事業の健全かつ円滑な運営を図るためのものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました補正予算案2件、条例案5件、請負契約の変更案1件の概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことを報告申し上げます。

げ、委員長報告といたします。

○議長（植村ケイ子君）　続きまして、3月19日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、森内哲也君。

○福祉文教委員会委員長（森内哲也君）　そうしましたら、申し述べさせていただきます。

去る3月8日、第1回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、3月19日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

議案第7号　平成29年度三宅町一般会計第8回補正予算案についての歳出から報告します。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費において、マイナンバーカードなどに係る電算改修費42万2,000円の増額補正がされています。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で、心身障害者医療費助成事業において178万2,000円の減額、精神障害者医療費助成事業で21万6,000円の減額、障害者計画策定事業で134万3,000円、国保会計の繰出金で559万5,000円の減額補正がされています。

目2老人福祉費では、老人医療費助成事業で45万円の増額、介護保険特別会計繰出金で795万4,000円の減額、高齢者福祉事業で11万3,000円の減額、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務で108万円減額されています。

目4国民年金費では、システム改修費52万8,000円が減額されています。

目7後期高齢者医療費では、後期高齢者特別会計繰出金10万9,000円が減額されています。

目8臨時福祉給付金給付事業では、給付金事業の完了により639万円の減額がされています。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、保育所入所事務事業で146万7,000円の減額、児童の手当給付金事業などでは、対象児童数の減少により561万円の減額。

目2母子福祉費では、ひとり親家庭等医療費助成事業31万4,000円の増額、目6幼稚園費では、幼稚園施設見直しに係る備品購入費などを合わせ77万6,000円の増額がされています。

次に、款4衛生費、目2みやけウェルネス2025では、指導業務の見積もり合わせなどにより、その他委託料として21万8,000円の減額がされています。

款10教育費、項1教育総務費では、負担金を合わせ10万2,000円の減額がされています。同じく款10の項2小学校費のうちでは、下水道使用料などを含め144万5,000円の減額がされています。

項3中学校費では、式下中学校組合分担金等で170万9,000円の減額、就学援助費事業で29万3,000円の減額がされています。

項5社会教育費、目1社会教育総務費では、生涯学習講座関係経費及び文化祭関係経費で110万3,000円が減額され、目3社会教育施設費では、文化ホール維持管理経費で37万9,000円が減額されています。

続いて、歳入において報告します。

款11分担金及び負担金で、目2民生負担金では、幼稚園保護者負担金が減額、保育所入所受託負担金で増額、延長・一時保育保護者負担金で増額、保育事業関係保護者負担金は減額、学童保育保護者負担金は減額、これらを合わせて719万7,000円の減額。

目3衛生負担金では、予防接種個人負担金86万1,000円の減額がされています。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、保育所運営国庫負担金が減額、国民健康保険基盤安定負担金が減額、児童手当交付金が減額、介護保険料軽減強化負担金は増額、これらを合わせ519万3,000円の減額。

目3衛生負担金では、母子保健事業負担金19万9,000円の増額。

項2国庫補助金、目1総務補助金では、個人番号カード交付事務補助金19万円の減額。

項3国庫委託金、目2民生委託金では、国民年金事務等交付金52万2,000円の減額がされています。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2民生負担金も国庫負担金同様で、保育所運営国庫負担金減額、国民健康保険基盤安定負担金減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は増額、児童手当交付金は減額、介護保険料軽減強化負担金は増額、これらを合わせて463万4,000円の減額。

目3衛生負担金も国庫負担金同様で、母子保健事業負担金が9万9,000円の増額。

項2県補助金、目2民生補助金では、重度心身障害老人医療費補助金増額、家庭支援推進保育事業費補助金は減額、これらを合わせ13万7,000円の減額がされています。

次に、款19諸収入、項6雑入では、平成28年度後期高齢者療養給付費市町村負担金の負担確定による精算で610万2,000円が増額されています。

以上、一般会計第8回補正予算案であり、保険基盤安定負担金軽減に伴う国保税の均等割額、世帯割額の軽減者数、児童手当給付事業、みんなでやろう！健康チャレンジ事業などについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認をいたしました。

続きまして、議案第8号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計の第4回補正予算案に

ついて、歳入において国庫支出金、共同事業交付金等の額改定に伴う基金繰入金の減額、歳出では保険財政共同安定化事業拠出金などの確定による予算調整を行い、2,926万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を9億6,817万7,000円と定めるものであり、各種事業における少額補正を行う理由や予算流用への対応などについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第9号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計第3回補正予算案については、歳入において後期高齢者医療保険料を増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合の納付金、償還金及び還付加算金の増額による予算調整を行い、188万6,000円を増額し、歳入歳出を総額1億1,241万7,000円と定めるものであり、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認しました。

議案第10号 平成29年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算案につきましては、事業額の確定見込みに伴う減額補正で、歳入歳出予算においてそれぞれ6,794万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を7億4,258万2,000円と定めるものであり、保険給付費における各種介護サービス費の減額となった要因として、第6期介護保険事業計画に基づき作成した予算案で、予算に対しては減額となっていますが、実績を見ると決して減っているというわけではないという回答を得ています。その他の質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第13号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、平成30年4月1日から国民健康保険の県単位化に伴い、事務の名称、国民健康保険運営協議会の定義及び出産育児一時金の定めを県内で統一するための改正であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第14号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも平成30年4月1日から県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、町は保険税を賦課・徴収し、県に納付金を納める仕組みへと見直す改正であり、国費による財政支援の配分などについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第15号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴うもので、保険料徴収の際の住所地特例制度などについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険制度改正及び介護保険法117条に規定する第7期介護保険事業計画に基づく保険料を改定する一

部改正であり、1号被保険者の保険料率区分について、また、保険料の減免についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第17号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、こちらについては、介護保険制度の改正に合わせ、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準などの一部を改正する省令に基づき条例の一部を改正するもので、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携促進についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第18号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも介護保険制度の改正に合わせ、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準などの一部を改正する省令に基づき条例の一部を改正するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第19号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険制度改正に合わせ、国が定める指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準などの一部を改正する省令に基づき条例の一部を改正するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第20号 三宅町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、三宅町包括的支援事業の実施に関する基準を定めるための改正であり、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーの基準についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第21号 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者については、保険者機能の強化という観点より、平成30年4月1日より指定権限が都道府県から市町村に移譲されることとなったことに伴い、国が定める基準省令に基づき新たに整備するものであり、この改正による影響などについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛

成で承認いたしました。

続きまして、議案第25号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定についてです。平成18年度から指定管理制度の導入を図ってきたところであり、平成29年度末をもち5度目の指定期間が終了することから、公募による指定管理者候補者として、東屏風自治会会長池田年夫氏、指定期間としては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までを指定したいので、議会の議決を得るため提出されたものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案4件、条例案9件、指定管理者の指定1件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げます。委員長報告を終わりにさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） どうもありがとうございました。

ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） ただいま、予算特別委員会、総務建設常任委員会、福祉文教常任委員会の各委員長報告が行われました。

議案第1号 平成30年度三宅町一般会計予算案から議案第27号 三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定についての中の反対の議案は、平成30年度一般会計予算案、平成30年度国民健康保険特別会計予算案、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算案、平成30年度介護保険特別会計予算案、議案第14号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行います。

昨年12月12日に安倍内閣が閣議決定した2018年度予算案の暮らし・経済の分野では、大企業や富裕層優先で、国民には冷たいアベノミクスの本質にかかわらず、社会保障の自然増削減や大企業への減税など、格差と貧困を一層拡大する予算案となっています。

本町の平成30年度予算案についても、消費税引き上げ分の消費税交付金を、過去の平成27年度決算、平成28年度決算、29年度予算案と比較すると、引き上げ分、地方消費税の国県支出金は、平成27年度3億4,052万7,000円から平成30年度予算案は3億641万6,000円で、

3,411万1,000円の減額となっています。一般財源の中の市町村交付税は、平成27年度決算4,900万4,000円から平成30年度は3,716万3,000円と、1,184万1,000円の減額となっています。これは、政府の社会保障費の自然増の削減を毎年続けてきた結果であり、平成30年度も1,300億円削減してきた結果であります。

ことしの国民健康保険の県単一化による消費税の引き上げ額は、1人当たり平均して、平成29年度7万5,411円から平成30年度予算案は7万9,309円で、3,898円の引き上げとなっています。介護保険の第7次改定で保険料の引き上げ額は、均等割では4,000円、後期高齢者医療費も、国保の県単一化で支援費が1,000円引き上げられています。

本町の国民健康保険の被保険者は、年間所得200万円以下が80%を構成しており、保険料が払いたくても払えない状態になってきています。このような状態に対して、行政として何らかの対応策が求められていますが、何ら手を打とうとしていない状態です。

30年度予算案の中では、総合複合施設の整備予算として上げられていますが、ワークショップを行ったときに、建設するかどうかゼロベースで考えるから建設するに変更、住民の意見を十分聞くと言いながら建設ありきで進められています。そして、予算案の中には、以前から同和施策が依然として引き継がれている状況です。

三宅町平成30年度一般会計予算案、国民健康保険予算案、後期高齢者予算案、介護保険予算案について、反対いたします。

条例では、国民健康保険税の改正については、県単一化のもとで、保険税引き上げが医療費の高騰だけの理由で保険税引き上げが住民負担への押しつけとなっていますので、反対いたします。

あとの補正予算案、条例議案については、額の決定や法律改正による議案でありますので、賛成であります。

以上で討論を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ないようですので、討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

議案第1号 平成30年度三宅町一般会計予算についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第2号 平成30年度三宅町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第3号 平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第4号 平成30年度三宅町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第5号 平成30年度三宅町公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第6号 平成30年度三宅町水道事業会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第7号 平成29年度三宅町一般会計第8回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第8号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第9号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第10号 平成29年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第11号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第13号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第14号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてより、議案第21号 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの6件を採決します。

本6件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本6件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第22号 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第24号 近鉄石見駅周辺道路等整備工事（2期）請負契約の変更の締結についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第25号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定についてを採決したいと思います
が、地方自治法第117条の規定によって、池田年夫君の退場を求めます。

（池田議員退場）

○議長（植村ケイ子君） 本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

池田年夫君、お戻りください。

（池田議員入場）

○議長（植村ケイ子君） お諮りします。

議案第26号 三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてより、議案第27号
三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定についてまでの2件を採決
します。

本2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

◎追加議案の上程

○議長（植村ケイ子君） お諮りします。

本日の議事日程に追加議案を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定しました。

追加議案を配付いたします。少々お待ちください。

（議案配付）

○議長（植村ケイ子君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第1、議案第28号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第5回補正予算についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 本日、追加日程第1として上程いたしました議案第28号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第5回補正予算についてご説明いたします。

今回の補正予算の目的は、平成28年度の国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金及び県費負担金の返還金の増額を行うものでありまして、平成30年3月14日付厚生労働省通知により交付額が確定したことにより7万4,000円の返還金が生じ、また、県費負担金は奈良県国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金について、平成30年3月15日付県通知により交付額が確定し7万4,000円の返還金が生じたものであり、急遽予算措置が必要となったため、追加の補正予算をお願いするものでございます。

補正予算書の3ページをごらんください。

歳出において、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金で、補正前予算額4,000円に対しまして14万4,000円を増額し、補正後予算額14万8,000円となっております。

款11予備費においては14万4,000円の減額を行い、補正額の財源調整を行ったものであります。

このことにより、今回の補正予算は既定の予算の範囲で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

何とぞ慎重審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑は終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りいたします。

追加日程第1、議案第28号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第5回補正予算についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 全員起立と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎副町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 去る3月6日の本会議におきまして、松浦新副町長の選任同意をいただき、4月1日より就任していただくわけですが、ここで3月31日をもって退任されます北野副町長よりご挨拶を受けることにしたいと思います。

副町長。

○副町長（北野勝也君） 失礼いたします。

このたび、3月31日付をもちまして、副町長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

振り返りますと、平成27年3月3日に選任のご同意をいただきまして、4月1日付で就任して以来、今日まで3年間の期間ではございましたが、森田町長、志野前町長のご指導と職員の皆様のご協力は無論のこと、植村議長を初め、議員の皆様のご理解、ご協力のもと、微力ながら職責を務めることができました。心より皆様方に感謝とともに、厚くお礼申し上げます。

さて、本議会で平成30年度予算を初め、重要案件について全てご可決いただいたわけですが、平成30年度予算は、三宅町で初めての総合計画に基づき編成させていただいた予算であります。三宅町の10年先、20年先の将来を見据え、住民の皆様と未来の進路にこぎ出す内容としておりますが、目の前には過疎からの脱却や財源確保、皆様との対話を重視した協働の町づくりなど、大きな課題も見えております。さらには、最終段階に入りましたが、石見駅周辺整備や企業誘致、複合施設の整備、グローブ100周年事業などビッグプロジェクトも、厳しい財政運営の中、進めていく必要がございます。みんなでつくる、みんなであゆ

む、みんなでももる、みんなでひらくのチーム三宅の精神で進めていっていただくことを期待しております。

私の後任といたしまして、松浦功治君が議会初日にご同意いただいたところでございますが、三宅町の行政課題の解決やビッグプロジェクトの推進、住民の皆様の福祉の向上に向け、議員各位のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、私ごとではございますが、三宅町在職中のさまざまな貴重な経験と三宅愛を忘れることなく、今後の仕事や人生に生かしてまいる所存でございます。

最後になりましたが、三宅町のますますの発展と議員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが退任の挨拶とさせていただきます。どうも3年間、本当にありがとうございました。

- 議長（植村ケイ子君） 北野副町長には、3年間三宅町のためにご尽力いただき、本当にありがとうございました。ご苦労をおかけした時期もあったと思います。県にお戻りになられましても、三宅町のことを深く心にとめておいていただき、今後とも県とのパイプ役として、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

◎町長挨拶

- 議長（植村ケイ子君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たりまして、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

- 町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、平成30年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月6日以来、18日間にわたり32件の重要案件について慎重審議いただき、全議案ご可決、ご同意を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

本議会を通じていただきましたご意見やご指摘は、これからの行政運営に生かし、ご可決を賜りました新年度の各予算は、三宅町総合計画の実現のため、将来に向け計画的かつ有効に執行に努め、議員皆様とともに三宅の未来のために精いっぱい取り組んでまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

いよいよ春を迎え、心も体も活気あふれる時節となってまいりました。議員皆様におかれましては、健康には十分ご留意いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会

のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 議員各位におかれましては、慎重審議ありがとうございました。

桜咲くころとなりますが、時節柄くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げ、平成30年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたしたいと思えます。

長期間お疲れさまでございました。

（午前11時33分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員